

令和 2 年度

東京経営短期大学

自己点検・評価報告書

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

令和 3 年 6 月

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]	15
[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]	18
[区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]	18
[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	20
[区分 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]	20
[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]	21
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	22
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	22
[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]	22
[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]	24
[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]	25
[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]	26
[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]	27
[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]	28
[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的数据を用いて測定する仕組みをもっている。]	29
[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	31
[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]	31
[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]	33
[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]	35
[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]	37
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	39
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	39
[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]	39
[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]	40

[区分 基準III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]	42
[区分 基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]	
	43
[テーマ 基準III-B 物的資源]	44
[区分 基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]	44
[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]	46
[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとする他の教育資源]	48
[区分 基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]	48
[テーマ 基準III-D 財的資源]	49
[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]	49
[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]	50
[基準IV リーダーシップとガバナンス】	52
[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ】	52
[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]	52
[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ】	54
[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]	54

1. 自己点検・評価の基礎資料

平成 30 年度より短期大学基準協会の第三期の認証評価が始まった。本学においては令和 4 年の認証評価にむけて新しい認証評価基準で取り組む必要がある。自己点検評価活動では、新たに対応が求められる事項に対して組織的に取り組んでいる。

(1) 学校法人創志学園の建学の精神

本学園は、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として掲げ、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む」という「共育」を教育活動の基本においている。創立以来、教育のあらゆる分野で児童、生徒、学生の持てる可能性を引き出すことにひたむきな情熱を傾け、また、児童・生徒・学生の直面する問題に対して、教職員が深く積極的に関わっていくことで、その豊かな才能を導き出し、成長・発展させてきた。

この教育実践活動の中で、恒常的に「時代の求める教育の追求」をモットーにして、教育内容・形態及び教育サービスの充実を図りながら、日本をはじめとして地域・年齢層とも多岐に渡る幅広い教育のフィールドで教育活動を展開している。

＜学校法人創志学園の沿革・年表＞

- 昭和 15 (1940) 年 4 月 宇和島市 笹町に大和女子学園・大和女子専門学校を創立
昭和 24 (1949) 年 7 月 学校法人大和女子学園設立認可
昭和 36 (1961) 年 4 月 宇和島栄養学校・宇和島保育学校設立認可
昭和 41 (1966) 年 1 月 愛媛女子短期大学設置認可 食物栄養科・保育科設置
昭和 42 (1967) 年 1 月 愛媛女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 58 (1983) 年 10 月 学校法人大和女子学園から愛媛女子学園に法人名称変更
平成 6 (1994) 年 5 月 大橋博第 4 代理事長が就任、国際教育・実社会教育・個性教育を
教育理念とする
平成 12 (2000) 年 12 月 愛媛女子短期大学留学生別科設置
平成 13 (2001) 年 3 月 学校法人愛媛女子学園と学校法人国際情報学園が法人合併
　　クラーク記念国際高等学校を設置校とする
平成 13 (2001) 年 8 月 学校法人愛媛女子学園から学校法人創志学園に法人名称変更
平成 14 (2002) 年 3 月 日本健康医療専門学校設置認可
平成 15 (2003) 年 2 月 専門学校東京国際ビジネスカレッジ設置認可
平成 16 (2004) 年 3 月 専門学校福岡国際ビジネスカレッジ設置認可
平成 17 (2005) 年 3 月 専修学校クラーク高等学院天王寺校設置認可
平成 17 (2005) 年 3 月 法人本部事務局を愛媛県宇和島市から神戸市中央区に移転
平成 18 (2006) 年 4 月 愛媛女子短期大学に健康スポーツ学科を設置
平成 18 (2006) 年 11 月 環太平洋大学設置認可
　　体育学部・次世代教育学部・次世代教育学部通信教育課程を設置
平成 19 (2007) 年 4 月 環太平洋大学開学
平成 20 (2008) 年 12 月 愛媛女子短期大学の保育学科を子ども学科に学科名称変更、
　　健康スポーツ学科の定員変更、食物栄養学科募集停止
平成 22 (2010) 年 2 月 ベル学園高等学校の設置者変更認可
　　学科改組により全日制課程普通科を設置
平成 22 (2010) 年 4 月 ベル学園高等学校から創志学園高等学校に校名変更
平成 23 (2011) 年 4 月 環太平洋大学東京・大阪グローバルスタディセンター設置
平成 24 (2012) 年 4 月 環太平洋大学に次世代教育学部国際教育学科及び体育学部健康科学
　　科を設置。体育学科定員変更。学級経営学科から教育経営学科に、
　　幼児教育学科からこども発達学科に名称変更及び定員変更。

	学級経営学科（通信）から教育経営学科（通信）に名称変更。 愛媛女子短期大学から環太平洋大学短期大学部に名称変更 専門学校福岡国際ビジネスカレッジから専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校に校名変更
平成 25（2013）年 4月	環太平洋大学短期大学部の健康スポーツ学科を廃止 専門学校東京国際ビジネスカレッジにキャリアアップ専攻科を設置
平成 26（2014）年 4月	環太平洋大学・神戸グローバルスタディセンター開設
平成 26（2014）年 4月	専修学校クラーク高等学院大阪梅田校及び名古屋校を設置認可
平成 27（2015）年 4月	環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増
平成 27（2015）年 8月	東京経営短期大学の設置者変更認可
平成 28（2016）年 4月	環太平洋大学に経営学部現代経営学科を設置
平成 29（2017）年 4月	東京経営短期大学にこども教育学科を設置
平成 30（2018）年 4月	環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増
平成 31（2019）年 3月	環太平洋大学短期大学部募集停止
令和 2（2020）年 10月	東京経営短期大学経営総合学科の収容定員増

＜東京経営短期大学の沿革＞

平成 4（1992）年 4月	東京経営短期大学開学。経営情報学科を開設（定員 150 名）
平成 8（1996）年 4月	経営税務学科を開設（定員 160 名、うち夜間主コース 20 名）
平成 12（2000）年 4月	留学生別科を併設（定員 40 名）（2006 年 3 月まで）
平成 13（2001）年 4月	経営情報学科の入学定員を 150 名から 180 名、 経営税務学科の入学定員を 160 名から 130 名に変更
平成 14（2002）年 4月	経営税務学科をビジネスマネジメント学科と改称
平成 15（2003）年 3月	ビジネスマネジメント学科の夜間主コースを廃止
平成 16（2004）年 9月	経営情報学科とビジネスマネジメント学科の改組転換し、 経営総合学科認可。地域総合学科の適格認定を受ける
平成 17（2005）年 4月	経営総合学科開設（定員 240 名）
平成 18（2006）年 3月	経営情報学科、ビジネスマネジメント学科廃止
平成 22（2010）年 4月	経営総合学科の定員を 240 名から 180 名に変更
平成 25（2013）年 4月	経営総合学科の定員を 180 名から 150 名に変更
平成 27（2015）年 4月	経営総合学科の定員を 150 名から 130 名に変更
平成 27（2015）年 8月	東京経営短期大学の設置者変更認可
平成 28（2016）年 10月	グローバルスタディセンター（留学生別科）開設（定員 100 名）
平成 29（2017）年 4月	こども教育学科の設置（入学定員 60 名）、創立 25 周年
平成 30（2018）年 11月	大学コンソーシアム市川の設立・参画
令和元（2019）年 3月	市川市と包括連携協定締結
令和 2（2020）年 8月	株式会社ホテルオークラと産学連携協定書を締結
令和 2（2020）年 10月	経営総合学科の定員を 130 名から 170 名に変更認可

なお、上記以外にスイスのローザンヌ・ホテルスクールをはじめ、ハワイ、イタリア、デンマーク、スペイン、フランス等の海外教育連携や自治体との包括連携等を行っている。

(2) 学校法人の概要

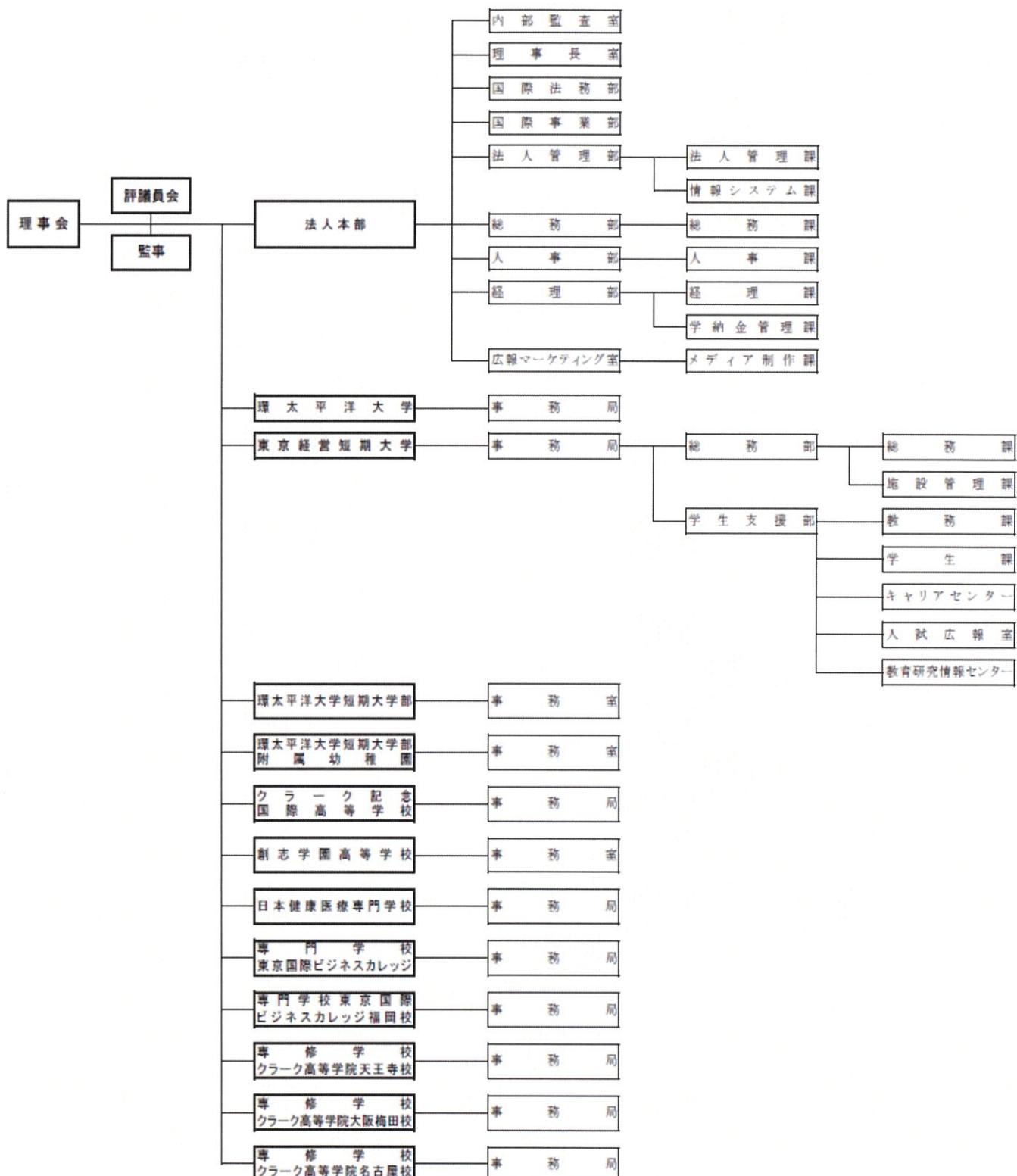
- ・学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
学校法人が設置するすべての教育機関の名称等 (令和2年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京経営短期大学	千葉県市川市二俣 625-1	190 名	380 名	391 名
環太平洋大学	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721	760 名	3,040 名	3,079 名
環太平洋大学短期大学部	愛媛県宇和島市伊吹町 421	100 名	200 名	募集停止中
クラーク記念国際高等学校	北海道深川市納内町 3-2-40	4,160 名	12,480 名	10,411 名
創志学園高等学校	岡山県岡山市北区下伊福西町 7-38	210 名	710 名	825 名
日本健康医療専門学校	東京都台東区浅草橋 3-31-5	330 名	840 名	622 名
専門学校東京国際ビジネスカレッジ	東京都台東区柳橋 2-7-5	660 名	1,120 名	967 名
専門学校東京国際ビジネスカレッジ	福岡県福岡市中央区平尾 1-7-1	280 名	650 名	332 名
専修学校クラーク高等学院天王寺校	大阪府大阪市天王寺区寺田町2丁目 1-21	160 名	480 名	318 名
専修学校クラーク高等学院大阪梅田	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 3-29	140 名	420 名	355 名
専修学校クラーク高等学院名古屋校	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 11-20	105 名	315 名	278 名

環太平洋大学は、編入学定員と通信課程の収容定員・編入学定員等を含んでいない。

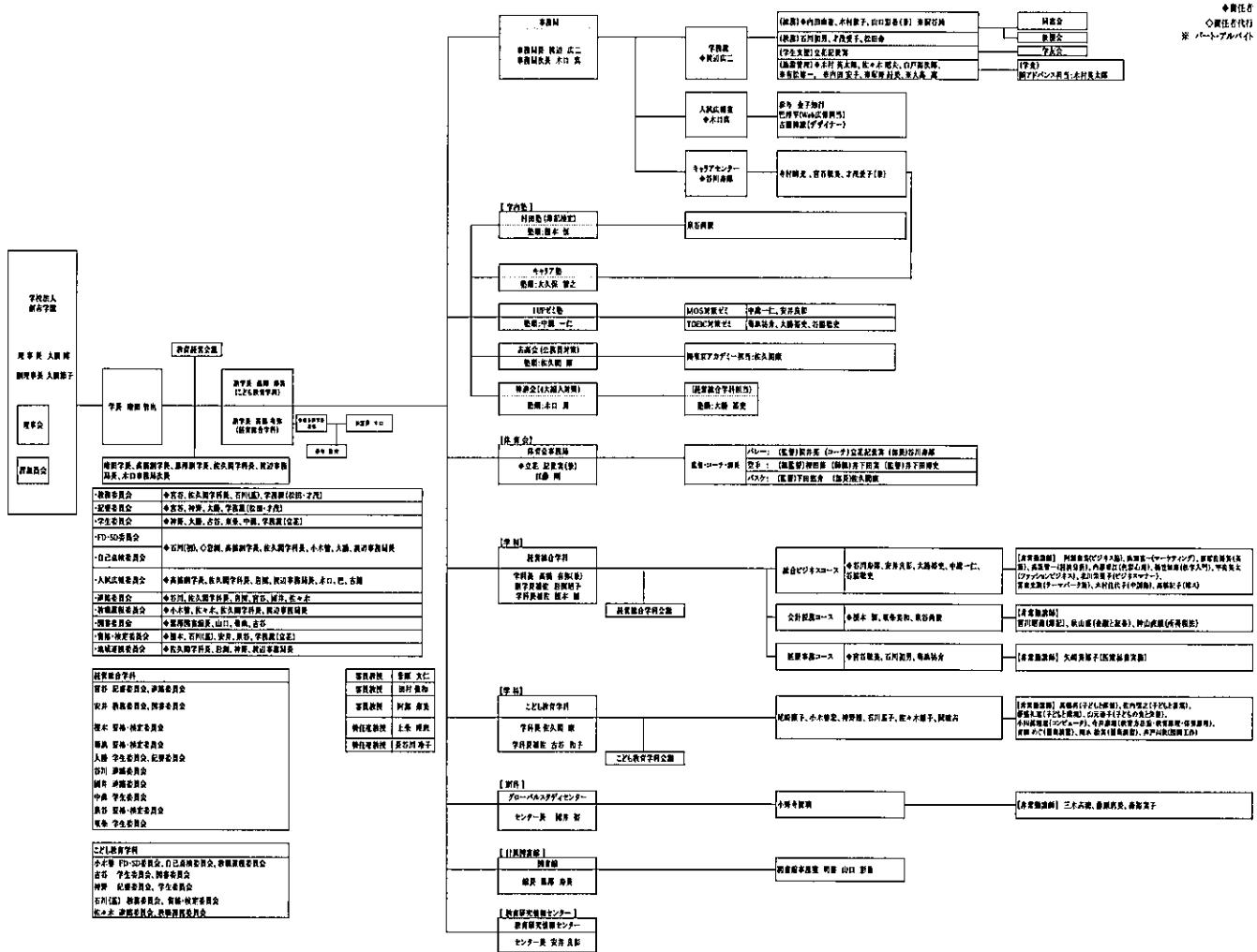
(3) 学校法人・短期大学の組織図

①学校法人創志学園の組織図 (令和2年7月1日現在)



②東京経営短期大学の組織図（令和2年5月1日現在）

令和2年度 東京経営短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

市川市の人口は、昭和9年の市制施行当時は約4.1万人であったが、昭和24年に10万人に達した。人口動態をみると、昭和40~50年代前半にかけては年間1万人程度増加していたが、その後は鈍化し減少傾向にあったが、再び増加に転じている。令和2年4月1日現在の市川市の人口は497,268人（男：249,415人、女：247,853人）で、県内では千葉市、船橋市について3番目に多く、千葉県の人口の7.9%を占めている。なお、市川市の人口ピラミッドは、45歳前後が最も多くなっている。市川市の人口推計によれば、今後は穏やかな人口減少に転じると見込まれている（市川市公表HPより）。

市川市の平成2年から平成22年までの20年間で人口は約9%増加したが、65歳以上の老人人口は約3.2万人から約9.1万人と約3倍に増加し、少子高齢化が進んでいる。一方、0歳~14歳の年少人口は約7.7万人から約5.7万人まで約2万人減少している。

常住する外国人は17,463人（令和2年9月30日現在）であり、一番多いのは中国で、続いてベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮、ネパールの順になっている。

千葉県・市川市の人口推移(人)

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
市川市	483,989	487,991	491,214	494,161	497,268
千葉県	6,227,997	6,244,033	6,256,195	6,267,517	6,280,344

・入学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

過去 5 年間の入学生の出身地（ここでは原則として出身高等学校の所在地とするが、通信制高等学校はキャンパスの所在地）を見ると、約 60%が千葉県出身者で占められている（本集計では、社会人入学者を除く）。近隣都県からの入学者は、約 30%前後である。

学生の入学動向（学生の出身地別人数及び割合、過去の実績と未来の予測）

地 域	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人數 (人)	割合 (%)								
千葉県	41	29.90%	58	36.90%	71	49.31%	102	54.55%	105	61.40%
東京都	15	10.90%	16	10.20%	38	26.39%	34	18.18%	21	12.28%
埼玉県	5	3.60%	7	4.50%	6	4.17%	16	8.56%	11	6.43%
神奈川県	3	2.10%			4	2.78%	4	2.14%	4	2.33%
群馬県							1	0.53%	1	0.58%
栃木県									1	0.58%
茨城県	1	0.70%	2	1.30%	11	7.64%	13	6.95%	7	4.09%
山梨県	1	0.70%			1	0.69%				
静岡県					1	0.69%			1	0.58%
長野県	2	1.40%			2	1.39%	5	2.67%	3	1.75%
愛知県									1	0.58%
福島県			2	1.30%	1	0.69%	2	1.07%	6	3.50%
秋田県			1	0.60%			1	0.53%	1	0.58%
青森県			2	1.30%	1	0.69%	1	0.53%	1	0.58%
北海道			1	0.60%	1	0.69%	1	0.53%		
新潟県	1	0.70%	1	0.60%	1	0.69%			4	2.33%
山形県	1	0.70%			1	0.69%	2	1.07%	1	0.58%
宮城県			1	0.60%						
香川県			1	0.60%						
鹿児島県			1	0.60%						
大分県	2	1.40%			1	0.69%	1	0.53%		
島根県	1	0.70%								
福岡県	1	0.70%					1	0.53%		
岩手県					1	0.69%			1	0.58%
石川県					1	0.69%	0			
岐阜県					1	0.69%	1	0.53%		
徳島県					1	0.69%				
三重県							1	0.53%		
兵庫県							1	0.53%		

滋賀県									1	0.58%
長崎県									1	0.58%
一般学生計	76	55.50%	93	59.20%	144	71.29%	187	82.02%	171	90.95%
中国	14	10.20%	17	10.80%	27	46.55%	7	17.07%	5	33.33%
台湾	1	0.70%	1	0.60%	0	0.00%	1	2.44%		
韓国	1	0.70%	1	0.60%	1	1.72%	0	0.00%		
ベトナム	32		29	18.50%	17	29.31%	21	51.22%	9	60.00%
スリランカ	2	4.30%	2	1.30%	3	5.17%	1	2.44%		
ミャンマー	1	0.70%	1	0.60%	5	8.62%	1	2.44%		
モンゴル	2	1.40%			3	5.17%	6	14.63%		
インドネシア			1	0.60%						
ネパール	6	4.30%	11	7.00%	1	1.72%	3	7.32%		
ウズベキスタン	2	1.40%					1	2.44%	1	6.66%
香港			1	0.60%						
フィリピン					1	1.72%				
外国人 留学生計	61	44.50%	64	40.80%	58	1.77%	41	17.98%	15	7.97%
留学生以外 の外国人									2	1.06%
合計	137	100%	157	100%	202	100%	228	100%	188	100%

千葉県の18歳人口の今後の推移は、平成29年度の49,548人から減少したのち、令和5年度まで横ばいの状態が続くと予想されている。令和6年度から令和9年度までは微増傾向にあるが、令和10年度以降は再びマイナスに転じ、令和10年度には約52,596人となる見込みである。県内の高校生の進学率の推移をみると、平成28年度以降は減少傾向にあり、平成30年度は横ばいとなったものの、令和元年度には再び減少に転じた。

本学の学生募集では千葉県と近隣都県に注力しているが、多様な学生を受け入れる国際色豊かな短期大学あることを積極的にアピールする。また、向こう10年程度の千葉県の18歳人口と進学率の推移は微細な変化にとどまる予測されるので、より優秀な学生の確保と定員確保に努力している。

千葉県の18歳人口の今後の推移（人） (千葉県 令和3年2月発表)

年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
A	48,502	48,584	48,328	48,502	51,293	52,765	52,815	53,720	52,596	52,166	51,198	50,190
B	大1	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2

A: 18歳人口、

B: 令和2年度の学年別児童数(令和3年度学校基本調査結果、千葉県の18歳人口の今後の推移)

千葉県の高校生の進学率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
進学率(%)	56.1	55.7	55.7	55.1	56.0
前年比(%)	0.6	△0.4	0	△0.6	0.9

令和3年度学校基本調査結果 「進学率の推移：高等学校」 千葉県総合企画部統計課 令和3年2月

- ・地域社会のニーズ／地域社会の産業の状況

市川市は、千葉県の西部に位置し、江戸川を隔てて東京都と相対している。都心から僅か 20 km の圏内に位置し、東京のベッドタウンとして文教・住宅都市として発展してきた。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通網の集中する位置にあり、東西方向は JR 総武線と京葉線等の鉄道、東京地下鉄の東西線、その相互乗り入れをしている東葉高速鉄道のほか、京葉道路や国道 14 号等 4 路線の幹線道路がある。

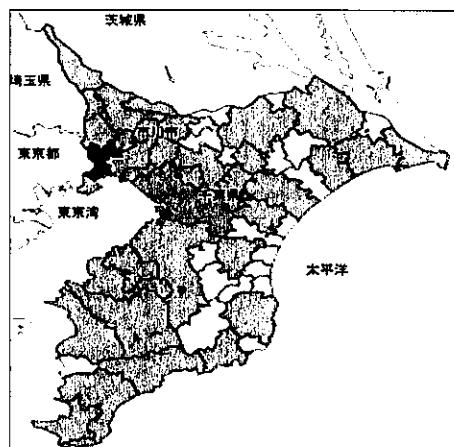
市川市の待機児童数は全国で 6 位(平成 31 年 4 月)であったが、1 年後には 138 名に半減した。しかし、依然として保育士不足は深刻である。本学のこども教育学科では地域社会の要請に応えて実践力のある保育者の育成を行っている。地域子育て支援活動として「TMC いちごひろば」や「こどもフェスタ」を実施しているほか、ボランティア活動や講義等を通じて交流を行い、地域レベルの連帯感の強化に努めている。

また、市川市の 5 つの高等教育機関が、教育資源や機能等の活用を図りながら幅広い分野で相互に連携協力し、教育研究の質的向上を図り、地域社会の発展に資することを目的とした大学コンソーシアム市川が平成 30 年 11 月に組織された。本学はこれに参画し、市川市の発展を目的とした地域課題の解決に取り組むため、市川市、市川市商工会議所と産官学連携包括協定を締結し、大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームを組織した。

市川市の北部は、梨栽培等の農業が盛んで屋敷林等の緑が多い。特許庁による「地域ブランド」の認証を受けた“市川の梨”は、全国トップクラスの産出額と品質を誇る。露地野菜や施設園芸野菜、花卉類の生産も行われている。南部では、東京湾に臨み京葉工業地帯の一翼を担っているほか、多くの著名な企業の物流センターがある。内陸部では生活関連型の企業が展開している。

また、水産業では海苔、貝類を中心とした浅海漁業を主とし、他に東京湾内の漁業が営まれている。商業については、比較的経営規模の小さい店舗が多い。市川市は、事業等への助成を行い、産業の振興に関する施策を総合的に推進している。

- ・短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 短期大学の情報の公表について

- ① 教育情報の公表について（本学 HP で公表）一部 令和 2 年 5 月 1 日現在含む

事 項		公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/
2	卒業認定・学位授与の方針	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/
3	教育課程編成・実施の方針	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/
4	入学者受入れの方針	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/ 学生募集要項
5	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/ 学生ハンドブック
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページ https://www.tokyokeitan.ac.jp/about/disclosure/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ホームページ https://www.tokyokeitan.ac.jp/about/disclosure/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ http://210.254.118.131/tmcsyllabus/search.aspx
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/wp-content/uploads/2018/12/b9d49abcd38d580ebc94487965b1e968-1.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/campuslife/facilities/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/campuslife/tuition/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
寄付行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	ホームページ https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/disclosure/

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 2 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する。

「東京経営短期大学 科学研究費取扱規程」、「東京経営短期大学 科学研究費旅行費取扱いに関する細則」、「東京経営短期大学における競争的資金の管理・監査実施基準」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づいて、適正な管理、監査に取り組むための体制を整

えている。このほか、「科学研究費助成事業説明会」等公的資金の適正管理に関する研修会を実施し、研究者だけでなく、事務職員も研究機関として適正管理の必要性について研修会を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価委員会のメンバーは以下のように構成されている。

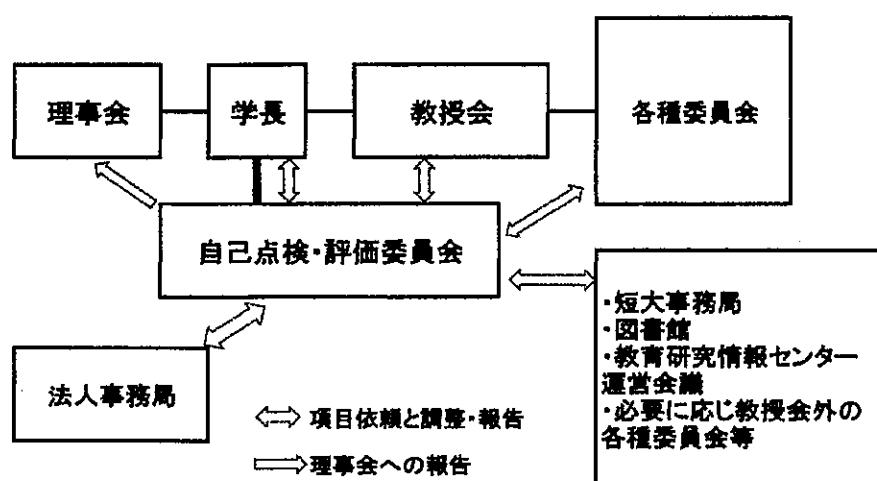
(令和2年度)

学長	副学長	学科長	事務局長	図書館長	教務委員長	学長指名者
1名	2名	2名	1名	1名	1名	1名

※令和2年度は、副学長1名は学科長と兼務、もう1名の副学長は図書館長と兼務

なお、委員長が体調不良のため、途中で交代した。

・自己点検・評価の組織図



・組織が機能していることの記述

学校教育法第109条第1項に基づき、学則第2条に規定した自己点検・評価を実施するために、自己点検・評価委員会を組織している。本学では、原則として教育経営会議の下に各種委員会等が組織されている。しかし、自己点検・評価委員会は、学長直轄の組織として独立し、自己点検・評価においては全学的な中枢として機能している。同委員会から、各種委員会、短大事務局、附属機関（教育研究情報センター）、各塾だけでなく、必要に応じて法人事務局とも連携して全学的な点検を行い改善に努めている。

委員会は、自己点検・評価の方針を決定している。その方針に基づいて実施された自己点検・評価は自己点検・評価委員会に報告された上で、さらに教育経営会議においても報告され、全教職員で共有している。毎年の自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会が中心となってまとめ、ホームページで公表している。

例年3月に各学科・各種委員会等及び事務局等の各部署の前年度の活動報告と反省を行い、4月には新年度の活動方針と改善計画について、全専任教職員を会した会合を開催し、自己点検・評価の啓発を行なっている。令和2年度は、新型コロナ感染症のため、年度当初の会合を実施しなかった。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

〈区分 基準Ⅰ-A-1 の現状〉

東京経営短期大学の建学の精神は、「挑戦と創造の教育」に基づき、常に自分自身で志を立て、自らで考え、行動を起こして志を実証していくことで、大きく成長できる人間となることをめざしている。「創志」とは、立志と行動への問い合わせであり「夢・挑戦・達成」の繰り返しを「創志という生き方」の行動指針とし、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを教育理念としている。

さらに、本学学則第1条に「本学は学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする」としており、公共性が求められていることを意識した教育活動を展開している。

この建学の精神は、教職員や学生はもちろん、保護者や高校生を含め広く外部に対しても表明し理解を求めるために、募集要項やパンフレットなどの発行物に記載しているほか、本学のウェブサイトでも公開している。

学内では学生ハンドブックや教員ハンドブックに記載し、常に建学の精神を意識して教育と学習に取り組むようにしている。特に学生に対してはオープンキャンパスや学校説明会、入学予定者を対象にして実施している事前学習（入学前教育）と入学前ガイダンス、新入生オリエンテーション、入学式、1年次の基礎ゼミナールや2年次の専門ゼミナールなどにおいても、建学の精神に基づき教育目標を示している。令和2年度は、新型コロナ感染症の感染リスク防止の観点から、入学前ガイダンス・新入生オリエンテーション・入学式を実施しなかった。そのため、4月中旬のWebガイダンスで周知した。

建学の精神をはじめ、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、学科毎によるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する）の3つのポリシーについて、専任教職員は4月1日の教職員会合、非常勤講師へは同日に開催される非常勤講師教務連絡会で例年は確認しているが、令和2年度は教員ハンドブックの配布に留まった。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座としては、平成 29 年からこども教育学科主催の教育講演会を開催している。第 4 回までは下記の通りである。令和 2 年度は、コロナ禍の影響で実施を見送った。

第 1 回 平成 29 年 8 月 汐見稔幸先生（日本保育学会会長）

テーマ：「保育所保育指針の改訂のポイント」～これからの幼児教育を考える～

第 2 回 平成 29 年 10 月 植原洋一先生（日本子ども学会理事長）

テーマ：「気になる子どもの心とからだ」

第 3 回 平成 30 年 9 月 尾崎康子先生（本学教授）

テーマ：「発達が気になる子どもと親への支援～インクルーシブ保育の観点から考えてみよう～」

第 4 回 令和元年 7 月 小木曾宏先生（本学教授）、上條理恵先生（本学特任准教授）

テーマ：「虐待ゼロを目指して～今、地域が何をしなければならないか～」

本学では、日商簿記 3 級～1 級、全経簿記能力 3 級、上級までの合格を目指す学生を支援する学内塾として「村田塾」が開設されている。この村田塾主催で高校生を対象とした簿記教育普及のために「サマースクール（夏季休業中）」、「ウィンタースクール（冬季休業中）」を平成 28 年度から開設している。平成 29 年度からは、こども教育学科においてもピアノレッスンの「サマースクール（夏季休業中）」、「ウィンタースクール（冬季休業中）」を開設している。正規授業の開放は、「科目等履修」という方法で実施している。

地域の行政との関係については、平成 30 年 8 月に、学校法人創志学園と戸田市との間で「戸田市と学校法人創志学園との包括連携協定書」が調印された。本学の地域貢献への取り組みをさらに加速させるために、平成 31 年 3 月には市川市との間で「東京経営短期大学と市川市との連携等に関する包括協定書」を調印し、子育て・防災などの分野のほか、地域発展及び人材育成に寄与することを目的とした包括的な地域連携協定を締結した。

市川市との包括協定に先駆け、平成 30 年 11 月に、千葉県市川市に所在する 5 大学（千葉商科大学・和洋女子大学・東京医科歯科大学教養部・昭和学院短期大学・東京経営短期大学）間で、教育研究の質向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした「大学コンソーシアム市川に関する基本協定書」が調印され、ついで市川市と市川商工会議所、大学コンソーシアム市川との間で産官学連携に関する包括協定を締結している（「市川市、市川商工会議所、大学コンソーシアム市川の産官学連携に関する包括協定書」）。

产学連携については、平成 27 年 6 月に人材育成と活用に係る产学協定を熱海温泉ホテル旅館協同組合と締結している（「東京経営短期大学と熱海温泉ホテル旅館協同組合との協定書」）。さらに、平成 30 年 9 月には、平成 31 年 4 月に創部された女子バスケットボール部に関連し、スポルディング・ジャパン株式会社との体育会パートナー企業としての产学連携協定の調印式が執り行われた（「東京経営短期大学とスポルディング・ジャパン株式会社との产学連携協定書」）。令和 2 年 8 月には株式会社ホテルオークラ産学連携協定書を締結し、2021 年度より経営総合学科に「観光ホスピタリティコース supported by Hotel Okura」を開設することとした。

教育連携については、千葉県立市川南高等学校と平成 29 年 7 月には千葉県立我孫子高等学校と、それぞれ「協定書」を調印した。本学の教育資源を高校に提供し、高校生に対して連携教育の機会を与えるものとしている。

平成 28 年 7 月にハワイ大学付属カピオラニ・コミュニティカレッジ、8 月にハワイ大学付属リーワード・コミュニティカレッジとの教育連携締結をした。また、同年 6 月にはフランス EMBA 学院マガリ・ケルヴィニオ学院長が来学、8 月にはイタリア国立大学のヴェネツィア大学マルチエッラ・マリオッティ助教授（日本語教育、インターナショナル・キャリア担当スーパーバイザー）が来学し、11 月にはデンマークの University of Applied Sciences（ビジネスアカデミーオーフス）（応用科学大学）の国際部門担当官およびデンマーク大使館の上席科学技術担当官が来学し、それぞれの大学と国際文化交流をテーマに交換型の短期研修について協議を行った。後に、それぞれの大学

とは教育連携締結（MOU）をした（平成29年9月にフランスEMBA学院、平成30年2月にデンマークのビジネスアカデミーオーフス、平成30年9月にヴェネツィア大学）。また、平成29年2月にはハワイ大学付属リーワード・コミュニティカレッジにて短期留学プログラムを実施した。さらに、平成30年2月にはフランスEMBA学院にて短期留学プログラムを実施し、7月にはハワイパシフィックユニバーシティ（HPU）と教育連携協定（MOU）を締結し、平成30年7月に短期留学プログラムを実施した。ハワイパシフィックユニバーシティ（HPU）及びハワイ大学付属リーワード・コミュニティカレッジとの教育連携については、令和2年7月及び10月に満了を迎えたが、令和3年度に再度締結をする予定である。

平成30年度末時点では、フランス、イタリア、デンマーク、アメリカ（ハワイ州）の4カ国における6大学との教育連携締結がなされていたが、更なる国際交流の可能性やグローバル教育の充実を図るため、令和2年度においては新たにスペインのマドリード自治大学との教育連携締結がなされた。

こども教育学科では、平成30年7月に社会福祉法人社会福祉援護会ローゼンかみやま保育園、平成30年8月に社会福祉法人福治会うみかぜ保育園、社会福祉法人福治会わたぐも保育園、平成30年9月に社会福祉法人愛誠会リサ保育園と連携協力に関する協定を締結している。

平成28年4月に経営総合学科2年のチュオン ティ ゴック クイ（ベトナム人留学生）が、「市川警察署 安全・安心フェスタ in おにたか」において、一日警察署長を委嘱され、地域の交通安全や防犯のPRを行っている。6月には市川警察署と市内4大学の間で「大学生ボランティアに関する覚書」の調印が行われ、学長と学生代表1名が出席している。これを機に、東京経営短期大学の教職員及び学生が管内における地域安全活動に積極的に関わり、安全で安心して暮らせる街づくりに協力している。大学学生防犯ボランティアグループは「アクア」と称して活動を展開し、本学教職員は登下校時に緑色の「防犯」腕章をつけ活動を行っている。平成30年1月には、日頃の地域安全活動が認められ、市川警察署署長より感謝状が学生・職員及び本学に贈呈されている。

平成29年7月には、西船橋駅北口商店会主催の「第3回 百円商店街」に学生20名と教職員3名がボランティア参加した。企画店舗は、大学の授業で行われている「ターゲットバード・ゴルフ」の実施の他、会場でのお客様へのチラシ配布、案内、テント設営、警備などを手伝っている。平成30年6月の「第4回 百円商店街」、令和元年6月「第5回 百円商店街」でも、こども教育学科の1年生を中心に参加している。「第5回 百円商店街」では、「いちごひろば こども縁日」というテーマで出店参加し、「たこわっこ（輪投げ）」「ボーリング」「さかなつり」「缶つみ」の4つの手づくりゲームで、予想を超える280人の方に楽しんでいただいた。令和2年度は、コロナ禍で実施が見送られた。

また、こども教育学科では、平成28年度から子育て支援ひろば（平成28年「けいたんキッズ」、平成29年・30年「TMC いちごひろば」）を開催し、「子育て支援実践演習」「子どもと遊び」の授業を通して子育て広場の企画・運営・指導法を学びながら、地域子育て支援の実践に努めている。令和元年度は、第1回6月「ぺたぺたワールド」、第2回7月「わんぱくふえすていばる」、第3回8月「水の遊び場」、第4回9月「親子でどうぶつ運動会」、第5回10月「ハロウィーン運動会」、第6回12月「クリスマス会—サンタさんになっちゃおう！—」というテーマで実施した。同時に開催される保護者向けの「いちごカフェ」も好評であった。

その他に本学として推奨している「アスカ王国 ふれあいの旅」（橋本久美子元総理夫人）に夏季休暇を利用して学生有志がボランティア・リーダーとして参加している。

〈テーマ 基準I-A 建学の精神の課題〉

建学の精神についての教職員及び学生への浸透を図り、「夢・挑戦・達成」という行動指針として示すことによって、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っている。行動指針については、資格検定試験対策の充実を図り資格取得を奨励し、検定結果や資格取得の状況から、浸透してきている。さらに、建学の精神の普遍性・現代的意義を本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげるといった観点で取り組む必要がある。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

地域の安全ボランティア活動の貢献に対して市川警察署から「感謝状」が授与された。

建学の精神に基づいた教育と学習を進めるために、事前学習(入学期前教育)と入学前ガイダンス、新入生オリエンテーションでも取り上げている。「夢・挑戦・達成」という行動指針については、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っている。特に資格検定試験対策の充実を図り資格取得を奨励したことによって、受験状況や検定結果に改善が見られ、その結果、上位資格に挑戦する状況が確認できた。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、「建学の精神に基づき学則第1条において、「本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。」と定めている。この目的を達成するために学則第3条と履修規程に示すとおり、2学科3コースを設けている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、それぞれの学科において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき学習成果としている。建学の精神を基に教育理念が定められ、教育理念は教育方針として学科毎に3つのポリシーに示されていることから、学習成果は建学の精神に基づいて定められている。

各学科の学習成果は学位授与の方針に示された諸能力のことであり、この方針はそれぞれの学科において本学の教育理念にしたがって教育方針がたてられている。学習成果はそれぞれの学科の教育方針に基づいて、経営総合学科では主に資格検定試験の取得率や対外的な活動、こども教育学科では主に免許・資格の取得状況や「いちご広場」「フェスタ」等の諸活動を対外的に表明している。

各学科の学習成果は、『学生ハンドブック』を通じて表明している。また、ディプロマ・ポリシーはシラバスによって、習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。本学での学習成果などの内容は、学内向けには、例年、学期始めのオリエンテーションで説明しているが、令和2年度はWeb ガイダンスで説明した。学外に向けては、大学案内・ウェブサイトやオープンキャンパスで説明している。

本学では、学校教育法第108条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」の規定に照らし合わせて点検を行っている。

[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準I-B-3 の現状>

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針について、建学の精神、教育理念、短期大学の目的、各学科・コースの教育目的を実現するための方針と関連付けて一体的に定めている。

建学の精神を基に、学科ごとに卒業時に備えるべき能力をディプロマ・ポリシーとして定めている。こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーを、各学科・専攻の教育目的と教育方法の特色を基に定めている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、アドミッション・ポリシーにおいては、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求め、挑戦することのできる入学者を選抜するという観点から、「行動する意欲」「夢を持ち、実現に向けて努力できる」「実務能力」の観点を明示している。また、令和3年度の入試要項には選抜の評価方法を、高大接続を視野に「学力の3要素」である「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「主体性等」について明記している。

各学科の学習成果は学位授与の方針に示された諸能力のことであり、この方針はそれぞれの学科において本学の教育理念にしたがって教育の方針がたてられており、学習成果はそれぞれの学科の教育方針に基づいていると言える。また、本学では、学校教育法第108条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」の規定に照らし合わせて点検を行っている。令和2年度は、FD・SD活動において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の見直しの必要性を提起した。

【経営総合学科のディプロマ・ポリシー 卒業認定・学位授与に関する方針】

本学科では、以下ののような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。
3. 経済社会の動向に关心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。東京経営短期大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

【こども教育学科のディプロマ・ポリシー 卒業認定・学位授与に関する方針】

本学科では、以下ののような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけて、パソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネジメント力を備えている。

2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。
3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

社会が求める教育の価値観や法令等の変更については迅速に対応していくことを重要視している。

教育理念・教育方針に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか、を教育の効果の課題と捉える。また、行動指針である「夢・挑戦・達成」を具現化する学習成果として、本学では資格・免許の取得を奨励しているが、教育の効果の一侧面として捉えている。また、実習先や就職先での評価も対象となり、実習先、就職先、外部関係者からの声で確認しているが、これらデータを一元管理するなど組織的・継続的な体制の構築が課題といえる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、教育理念の達成にむけて、教職員が一体となって「学生の2年後にしっかり責任をもつ」という信念のもとで教育活動を展開している。そのひとつとして「挨拶」の礼法指導を重視し、通学時の立哨と授業開始と終わりに「挨拶」を励行することにより、学生の日々の変化に気付いて声をかけ、時には励ますなどコミュニケーションを促進していくことで、学生に寄り添った指導を展開している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、学則第2条に基づく「東京経営短期大学 自己点検・評価委員会規程」により、自己点検・評価委員会を組織している。メンバーは、両副学長、教務委員長、図書館長、学科長、事務長、その他学長が指名する委員によって構成されている。

本学は、短期大学基準協会の評価項目と評価様式に則って、自己点検・評価報告書を毎年作成し、それをホームページ上に公表している。令和元年度の報告書から第3期評価基準の様式で作成している。

本学では自己点検・評価については自己点検・評価委員会が点検・評価事項を具体化しているが、当該委員会より各学科、委員会、事務局に関連項目の自己点検・評価を依頼している。

短期大学基準協会による平成30年度からの認証評価基準に、新規に追加された評価項目であるが、法人設置校であるクラーク記念国際高等学校との高大連携会議を定期的に行っている。

現在本学では、毎年度実施している自己点検・評価活動を踏まえ、次年度の活動計画を策定し、遂行することにより改善に取り組んでいる。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果に焦点をあてた査定（アセスメント）は、基本的に試験結果（定期試験）、レポートなどの提出物、受講態度等を判断材料として、科目担当者が総合的に成績評価し、単位を認定している。成績評価にあっては、科目ごとに設定される「達成目標・到達目標」を評価基準として示されている。学習成績の評価は、学則第 22 条に規定されており、「秀、優、良、可、不」をもって表し、可以上を合格と定めている。学則第 22 条に定める成績評価の方法は「試験等に関する内規」第 7 条によって、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不（59 点以下）と記されている。単位の授与については学則第 21 条において、「授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える」と規定されている。平成 28 年度まで、学生個人の成績は、この 100 点法により各学生の科目ごとの達成度を把握し、評価を実施してきた。しかし、より客観的総合的に判断する指標として、平成 30 年度より GPA を導入することになった（学則第 22 条 4 項）。

卒業判定においては、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」に示された能力を身につけ、学則第 26 条、第 27 条によって卒業が認定されることから、各学科の教育課程における卒業要件を満たすことが、当該学生の学習成果の獲得と見なされることになる。

教育の質の向上・充実を図るためにには、建学の精神、教育理念、教育方針に沿って、3 つのポリシーをどのように定め、学習成果をどのように測定するかという観点から毎年度、これらについて点検・評価していくことが重要である。

本学では年間活動計画を部門ごとに策定提出し、年度初めの教職員会合で発表している（Plan）。活動計画に基づき実行し（Do）、進捗状況については教育経営会議・執行役員会で報告され（Check）、報告内容に従って改善策を考え、次年度の活動計画に反映させている（Action）。

学習成果の観点から、『学生ハンドブック』に履修の概要・履修方法・教育課程・カリキュラム・マップなどを明示している。また、『シラバス』の作成では、授業の目標及び内容（授業の到達目標、概要、授業時間外の学習）、ディプロマ・ポリシーとの関係、授業計画、評価、参考文献等を明示する。さらに『教員ハンドブック』を作成している（Plan）。

これら『学生ハンドブック』と『シラバス』を学生に周知し、教員は学生ハンドブック・シラバス・教員ハンドブックの内容に沿って授業を進める（Do）。授業では、学生の理解度の測定（小テスト・課題の提出）など科目担当者が独自に実施している。成績評価及び学生による授業評価アンケートを実施し、授業評価アンケートの結果と「授業改善に向けて」（リフレクションペーパー）が提出され、FD 研修会で検証している（Check）。教員は提出したリフレクションペーパー（「授業改善に向けて」）に従って、次年度の授業改善に取り組んでいる（Action）。

本学の教員組織や校地・校舎は短期大学設置基準を満たしている。学校教育法、短期大学設置基準、教員免許法など関係法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省の通知、官報を適宜確認し、法令遵守に努め、関係法令の変更等について文部科学省等からの通知があった場合は速やかに対応している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

1. 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取も取り入れているが、令和4年度に施行予定の高等学校学習指導要領に関する情報収集などを含め、アドミッション・ポリシー等の検討を行う。
2. 学修成果の可視化に向けたルール作りを早急に行うと共に、学生に関する各種情報の一元化を組織的・継続的に構築し、学修成果の可視化に努める。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

学生による授業評価アンケート結果に基づき、その結果が優秀な教員には、アワード賞の表彰を行うことによって教員への授業改善の動機付けをしているが、令和2年度においては新型コロナウイルスの影響を受け、実施されなかった。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
- ① 自己点検・評価報告書に記述した行動計画を、自己点検・評価委員会が中心となり全教職員に共有している。また、学生が入学後の目標として記述する「三つの宣言」の内容と、一人一人のキャリアプランの整合性を意識させる指導を実施することで、建学の精神に沿った教育効果に一定の改善が見られた。
- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
- ① 令和2年度入学試験（総合型選抜及び高校推薦型入試）において、学修計画書の提出に加えて学修計画書の内容についてのプレゼンテーションを実施した。それにより、入学後の目標が明確になり、「三つの宣言」の内容が精緻された。令和3年度以降においては、「三つの宣言」「学修計画書」と学生のキャリアプランの整合性を常に意識させ、建学の精神と結び付けて目標の到達度を考えさせる機会を設定することにより、学びの質を高めていく。
 - ② 学修成果の可視化を図り、「質の高い教育を保証するメカニズム」を作成し、3つのポリシーに対するアセスメントを明確にし、教育課程のPDCAサイクルを構築する。学修成果の可視化を可能とするためには、組織的・継続的な体制の構築を行い学生にかかわる各種情報の一元管理を行うことが重要である。入学時の出身高校から卒業後の進路先までの各種情報を一元化することにより、より建学の精神と結びつけた学生の査定（アセスメント）を含む目標の到達度を確認することができると共に、既存の教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用して学修成果の可視化が可能とする。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-1 学科・専攻課程ごとの短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準II-A-1 の現状>

設置法人変更に伴い平成28年度から新しい建学の精神に基づいて、経営総合学科及びこども教育学科の両学科において3つの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が位置付けられており、どのような力を身につけた者に卒業を認定するかを示している。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、それぞれの学科の学習成果に対応している。

学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、本学の培ってきた社会的に通用する実学教育の成果を基に、「建学の精神」による目指す社会的貢献を果たすために学生の習得すべき能力を明示している。卒業の要件の概要を示し、卒業要件の詳細、成績評価の基準、学生ハンドブック、本学Webサイトにて学生に周知するとともに、入学者に対しては新年度のガイダンス等で詳細を説明している。

【経営総合学科】

経営総合学科で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。
3. 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。東京経営短期大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

卒業の要件については、学則第26条により62単位の取得をしている。3つのコースでは、それぞれの専門分野で就職に直結した資格試験合格をサポートし、取得をめざす資格・検定目標を設定しているが、特に卒業要件としていない。

【こども教育学科】

本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけてパソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネジメント力を備えている。
2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。
3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

卒業の要件については、学則第26条により62単位の取得をしているが、幼稚園免許と保育士資格の取得を目指すと履修単位数は86単位となる。保育士資格と幼稚園免許の2つの資格が負担なく取得できるよう履修モデルを作成している。

教育理念や教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）とそれに伴う入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）等は、社会情勢の変化、社会的ニーズを踏まえ、法令に照らしながら、自己点検・評価委員会、教務委員会、学

科会議等で検討し、必要に応じて教育経営会議を経て学長に上申することとしている。そのことから、社会的・国際的に通用性があるものとなっている。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準に沿って体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格に準じて適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準II-A-2 の現状>

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、建学の精神と教育理念、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応し、次のとおり定められている。

【経営総合学科】

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本学科では、建学の精神と教育理念に基づき、経営総合学科に「会計税務」「医療事務」「総合ビジネス」の三つのコースを設置し、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1. 基本的な学習能力と多様な基礎知識を身につけるために、また、専門的な知識や技能を体系的に学ぶために、「必修科目」のほかに「選択必修科目」と「選択科目」を設けています。
2. 少人数制のゼミナールでは、社会人として必要な人間力の育成や進路支援などをきめ細やかに行う「基礎ゼミナール」と共に、各自の進路と関連した専門知識や資格取得を目指す「専門ゼミナール」を設けています。
3. 広い視野と創造的能力を培うために、所属するコース以外の科目を自由に選択・履修できるものとし、進路選択に関連した資格の取得を奨励します。

本学の教育課程編成・実施の方針は、ディプロマ・ポリシーに示された3つの能力を身につけるために、学問領域を横断的に履修して短期大学士としての教養を養うとともに専門科目の学習のための基礎学力を養うことを目的とした「基礎科目」と、各種の資格取得を目指す専門的能力を身につけるための「専門科目」から構成されている。したがって、本学の教育課程は学位授与の方針に対応するものとなっている。なお、経営総合学科の教育課程は、学則第19条別表1-1で明示されている。

【こども教育学科】

本学科では、建学の精神と教育理念に基づき、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

1. 保育士資格と幼稚園教諭免許の取得を目指して、保育・幼児教育に必要な基礎知識を学び、自ら進んで考えて動くことができる保育実践力、状況に応じて笑顔で柔軟に対応で

きる現場力に加え、コミュニケーションスキル等の社会人基礎力を有する人材養成を目指します。

2. 豊富な遊びや運動をとおして、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、子どもの心身を育みながら、現場のニーズに応えられる能力や子どもの表現力を引き出すことができる能力を身につけられる人材養成を目指します。
3. 子どものこころと身体の発達をサポートし、子どもや保護者の心に寄り添うことができるマインド、子育てに不安を抱える家庭との相談技術を有する人材養成を目指します。

学則第19条の別表第2に「こども教育学科 資格に関する科目」として示されている教育課程には、幼稚園教諭二種免許状の取得に必要な科目と保育士資格の取得に必要な科目がまとめられており、これによってこの学科に所属する学生は幼稚園教諭と保育士の免許および資格の取得が可能になっている。

この教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応していると同時に、学科およびコースの学習に対応する授業科目を短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。各授業科目は、専門的な知識や技能を体系的に学ぶために、「必修科目」のほかに「選択必修科目」と「選択科目」を設けている。これを各年次に配当して、前期・後期、各15回の授業を実施、5日間程度の試験期間を設定している。

学生が無理なく学習できるように単位制度の実質化を図り、全学科において1年次に履修登録が可能な単位数に上限を設けている。但し、資格・免許の取得に係る科目については、一部上限から除外している。

成績評価は短期大学設置基準にのっとり教育の質保証に向けて厳格に対応している。成績評価基準においては、基準と評価方法等を定めており、学生ハンドブック、講義概要（シラバス）に掲載し、学生に明示している。今後は、引き続き本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）が学習成果に十分対応したものとなっているか継続的に検証する必要がある。

講義概要（シラバス）には、科目の概要と目的、到達目標・達成目標、授業概要、授業計画、授業時間、学習成果、授業内容、準備学習の内容（予習・復習）、授業時間数、成績評価の方法・基準、課題に対するフィードバック、教科書・参考書等が明示されている。授業担当教員が記載した講義概要（シラバス）においては、学科及び教務委員会における担当者が内容の確認を行っている。

本学には、通信による教育を行う学科はない。令和2年度は、新型コロナ感染症の感染拡大による緊急事態宣言を受け、4月下旬からオンライン授業を開始した。その後は感染リスク軽減措置を講じた上で一部の授業を対面式とし、ハイブリッド型に転じた。後期は、原則として対面式としたが、各教室の収容者数を50%以下としてソーシャルディスタンスを確保し、万一に備え濃厚接触者が特定できるように座席指定とした。全教室には、消毒液とペーパータオルを置いて、各授業が終了するたびに机・イスを消毒することを徹底した。また、全教室に空気清浄機を設置すると共に、窓を空け換気に配慮するようにした。なお、履修者が多い必修科目等の授業はオンラインで実施した。

学科の教員は、「教育職員選考規程」により、経験・業績を基に短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

学科の教育課程は、学科会議、教育経営会議において定期的に点検している。

[区分 基準II-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準II-A-3 の現状>

【経営総合学科】

経営総合学科における教育目標、目的は、多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけさせるために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教養教育の内容と実施体制を確立している。

経営総合学科は、横断的に幅広い分野の科目履修を可能とし、3つのコース編成（会計税務コース、医療事務コース、総合ビジネスコース）としている。カリキュラムは、基礎科目と専門科目に区分されており、基礎科目においては教養科目を中心とした共通科目を配置するとともに外国語、簿記、キャリア支援、スポーツ関連科目を配置している。また令和2年度の専門科目については8科目区分編成（「経営・ビジネス」・「情報コミュニケーション」・「ホテル・観光」・「コミュニケーション」・「会計」・「税法」・「医療事務」・「ゼミナール」）となっている。ビジネスの基礎知識を学ぶ各科目から、外国語、ビジネスマナーなどの幅広い分野の科目を必修科目と位置づけて、その上で学生は自ら選択する業種・職種で求められる実践的知識とスキルを身につけられる科目を選択科目から履修することとしている。対面授業が増えた令和2年度後期から、出席状況については学科の出席率を毎週開催される教育経営会議にて報告をすると共に、経営総合学科の全学生が学ぶ必修科目については欠席情報を共有し、学科会議で情報交換を行っている。

【こども教育学科】

こども教育学科では、「保育士・幼稚園教諭としての専門知識やスキルを修得し、子どもを第一に考え、自ら進んで動くことができ、保護者を支え、園運営に貢献するとともに、地域に信頼される幅広い知識と技能をもった人材」の育成を目指している。教育課程においては、短期大学設置基準に準じて幅広く教養を培うよう編成している。こども教育学科のカリキュラムは、基礎科目と専門科目に区分されており、基礎科目においては教養教育を中心とし、共通科目と教養・キャリア支援科目として配置している。これら科目の関連性については、教育課程表とカリキュラム・マップにおいて明示している。

[区分 基準II-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準II-A-4 の現状>

【経営総合学科】

経営総合学科における職業教育は、基礎科目及び専門科目において行っている。基礎科目キャリア支援科目区分を中心に職業における基礎知識を習得し、専門科目においては幅広い分野の職業教育を学生が求める業種・職種の分野で学ぶことが可能となっている。その結果、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確になっている。令和2年度においては、コロナ禍における就職活動に対応するため、本学オリジナルの「就活支援DVD教材」を制作し、オンライン面接などを含むコロナ禍における職業教育の教材とともに、学生たちへの貸し出しも行い、学生たちが自由に閲覧できる環境を提供した。なお、インターンシップは1年通年の必修科目としている。職業教育の効果は、資格取得、就職率、就職先等を定期的に測定し、資格・検定委員会、キャリアセンター、キャリア塾をはじめ学科内で共有している。共有された情報を活かし、ゼミナール担当教員が学生指導にあたると共に、多様化する学生のニーズに合わせ改善

に取り組んでいる。

【こども教育学科】

こども教育学科は、免許・資格取得のための実習指導を中心に専門教員を配置し、ゼミナール担任を加えてチームティーチング形式で、免許・資格取得後の就職を考慮した職業教育を実施している。幼稚園教諭・保育士の免許・資格の両方の取得となるため、幼稚園・保育所・施設での実習となるが、これらの機関は単に実習を行うだけでなく、卒業後の進路先となる例も多いことから、職業教育に占める実習指導の割合は高くなっている。また、基礎科目においては、2年間を通して、「キャリアディベロップメント」「キャリアデザイン」「キャリアサポート」「ビジネスマナー」の科目を配置し、キャリア支援として職業における基礎知識を学び、免許・資格取得の専門科目と連動した職業教育を行なっている。また、実習前には、ボランティアの一環として、近隣の協力園における施設見学を通して保育の観察や行事ボランティアなどの体験を実施してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの影響がありボランティア実習を受け入れる施設が見込めないことから中止した。

また、例年授業の一環として地域子育て支援企画「TMC いちご広場」をキャンパス内で開催してきたが、人数を制限しても密を避けられないと判断し、今年度は学生同士の模擬保育に変更した。また、外部の就職ガイダンスが中止となる中、市川市内の保育園17園が本学を会場にして「就職ガイダンス」を開催したり、「卒業生講話」を企画実施したりすることで、進路・職業に対する意識を高めている。職業教育の効果は、資格取得、就職率、就職先等を定期的に測定し、資格・検定委員会、キャリアセンターをはじめ学科内で共有している。

なお、令和2年12月の「こどもフェスタ」は実施し、職業人として必要な「子ども理解」の体験の場とした。「就職ガイダンス」「卒業生講話」を通して、進路・職業に対する意識を高めている。

[区分 基準II-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準II-A-5 の現状>

本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は学科毎に指定する学習成果に対応し、入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うのではなく、高等学校等までの学習および様々な活動によって培ってきた思考力・判断力・表現力等の潜在的可能性を評価できるように、面接を重視した方法となっている。したがって、本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学習成果に対応したものとなっている。

アドミッション・ポリシーは、学生ハンドブック及び学生募集要項に学科毎に以下のように記載されている。また、授業料と必要経費も同冊子、Webサイトにも明示している。

《経営総合学科》

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

経営総合学科では、本学の建学の精神と教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求めています。

【求める学生像】

1. 自ら考え行動する意欲を持った人
2. 将来の夢を持ち、その実現に向けて努力できる人
3. 社会人としての基礎力と、職業人としての実務能力を身につけたい人

《こども教育学科》

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

こども教育学科では、本学の建学の精神と教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求めています。

【求める学生像】

1. 自ら考え行動する意欲を持った人
2. こどもの成長に関わる仕事へ夢を持ち、その実現に向けて努力できる人
3. 社会人としての基礎力と、職業人としての実務能力を身につけたい人

本学では、「夢・挑戦・達成」の行動指針に基づき、学生が学修を通して、これらを体現することで多様な能力を身につけることを学習成果とみなしている。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学後の2年間で着実に学習成果を上げる学生を受け入れる内容のものであり、「入学案内」とホームページに「求める学生像」として示すことにより、入学希望者に対して広く周知している。オープンキャンパスでは、全体会の入試説明や個別相談を通じて繰り返し説明している。

本学の入学者選抜試験は、「入学者選抜規程」に基づき、学校推薦型選抜試験（指定校を含む）、総合型選抜試験（外国人留学生、社会人、帰国生徒を含む）、一般選抜試験の3つの選抜方法で実施している。いずれの試験も入学者受け入れの方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うだけでなく、思考力・判断力・表現力等の総合的な学力を評価するため面接を重視している。とりわけ、総合型選抜試験では、受験者が作成した入学後の学修計画書をもとに3分程度のプレゼンテーションを課して、面接試験を行っている。

このようなことから、本学ではすべての入学者選抜試験（学校推薦型、総合型、一般、留学生）において面接を課している。面接は、学長もしくは副学長、学科長による個人面接が行われる。面接時には、学習意欲と卒業後の希望進路を必ず問い合わせ、アドミッション・ポリシーに合致しているかの確認を行っている。

入学者の多くは、総合型選抜、学校推薦型選抜入試の学生が多いこともあり、出身学校からの調査書及び、受験生の提出する学修計画書を通して、入学前の学習成果や入学後の学習意欲を把握している。受験生からの問い合わせも、入試広報スタッフが中心となり、細やかに適正に対応をしている。また、本学の高校訪問専属のスタッフから逐次、高校教員の動向や意見が報告されている。今後アドミッション・ポリシーの見直しにあたっては、学科会議、教育経営会議、理事会の議を得る必要がある。

[区分 基準II-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、「夢・挑戦・達成」の行動指針に基づき、学生の夢（目標）をそれぞれの学科の用意する各種資格検定講座等を通して、夢の実現のための挑戦の機会を与え、達成のためのサポート体制をとっている。主に高校3年生を対象とした簿記検定講座、ピアノ教室、入学予定者を対象とした英語講座など入学前からの動機付けを行いながら、その情熱を入学後も持続できるように各種講座が設けられている。例えば村田塾（簿記検定取得支援）、幼保等の公務員合格を目指す志高会、四年制大学編入の支援をする特進会、英語教育（TOEIC）及びICT教育（MOS）の支援をする1UP塾などの4つの学内塾をはじめ、短期海外語学研修等々（令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できていない）、学習成果は単なる学科内の専門教育だけではない具体的に掲げられた共通目標に対して一定の成果を出している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもつている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき規定されている。

経営総合学科においては、コースごとに設定された2年間での到達目標として、目指す資格・検定を掲げられている。結果として段階的に検定試験が受けられ、さらに、学習者のレベルに合わせて目指す資格・検定を受験できる教育課程が編成されている。つまり、目指すべき資格・検定試験にあわせて科目配置がされているため、一定期間内での学習成果の獲得は可能であり、学習成果は、以下に示す各種資格・検定の合格率や単位認定状況として把握されている。また、各種検定試験に合わせた講座により、受験率（興味・関心・意欲）と合格率（理解度）から学習成果の査定（アセスメント）としても有用である。コロナ禍にあって令和2年度6月の日商簿記検定は中止になったことやオンライン授業のため令和2年度の合格者は減少したが、上位級の合格率は上昇した。

・経営総合学科の資格取得状況（検定の一部を掲載）

資格名	令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
(1) 日商簿記検定2級・3級	164人	57人	34.8%	133人	42人	31.6%
(2) 全経簿記1級（商会・工原）	16人	12人	75.0%	6人	5人	83.3%
(3) 全経簿記2級（商簿・工簿）	97人	67人	69.1%	65人	55人	84.6%
(4) 全経簿記3級	134人	89人	66.4%	92人	56人	60.9%

こども教育学科においては、保育士資格と幼稚園免許のダブル免許取得だけでなく、子育て支援プロジェクトリーダー・乳幼児ケアヘルパー（基礎・ピアヘルパー）や保育英語検定・おもちゃインストラクターの保育関連資格を始めとして、簿記検定・MOS検定・英語検定・TOEIC等多くの資格取得が可能とするカリキュラムを整備するとともに、保育・教育実習前の準備として短大近隣

の7つの保育園（リサ保育園・佐倉保育園・海神南保育園・海風保育園・わたくしも保育園・ローゼンかみやま保育園・こでまり保育園）への定期的なボランティア実習、本学園系列の「大倉山元気の泉保育園」での1日実習、子育て支援ひろば等、実践力の培う魅力あるカリキュラムが整えられているが、令和2年度はコロナ禍のため、資格・免許取得のための実習に限定して実施した。

全学をあげて、例年、学期中間・終了時には、「学生による授業アンケート」を実施し、科目毎の学習成果としても評価している。令和2年度においては新型コロナウイルスの影響により、「学生による授業アンケート」は後期末においてのみ実施した。なお「学習等に関するアンケート」では、学生の学習時間や資格取得状況についても調査している。

・こども教育学科の資格等取得状況

免許・資格	令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)	
	取得人数	取得率	取得人数	取得率
(1) 保育士資格（申請者数）	25	92.59%	50	100.00%
(2) 幼稚園教諭2種免許	22	81.48%	43	86.00%
(3) 子育て支援プロジェクトリーダー	11	40.74%	34	68.00%
(4) 乳幼児ケアヘルパー（基礎）	9	33.33%	19	38.00%
(5) おもちゃインストラクター	19	70.37%	35	36.46%
(6) ピアヘルパー	8	29.63%	11	22.00%

[区分 基準II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準II-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価は、①キャリアセンター職員が各企業等を訪問した際の聞き取り、②学内で実施する合同企業説明会等の機会で教職員が人事担当者から聴取する、③人事担当者の来校時に聞き取りをする方法をとっている。

「学生時代に資格をたくさん取っている」、「前向きで積極的な所がすばらしい」、「向上心を持って取り組む姿勢は好感が持てる」等の評価を受けることが多く、評価はおおむね良好である。また、百数十社から毎年求人があり、採用実績を重ねている企業が多いことからも、卒業生の評価は概ね良好であると推測される。

こども教育学科では、教育課程に定められた資格取得に絡む実習における訪問指導の機会を利用して、担当教員が実習先の幼稚園・保育所・施設等を訪問しての調査を予定している。これらの調査結果は学科会議での報告と次年度の教育課程の改善に向けた資料として活用している。

<テーマ 基準II-A の教育課程の課題>

経営総合学科においては、就職活動に活かせるよう日商簿記・全経簿記、マイクロソフトオフィススペシャリスト（Word・Excel）の資格を1年次の12月までに取得するように推奨している。さらにコース毎に専門分野の就職に直結した資格試験合格に向けたサポートを行っており、全体の資格合格者数は増加傾向にある。しかし、早期に就職内定している学生の職種と資格取得状況の因果等についての分析は行っていないので、これらの分析を行っていきたい。また、簿記、ICTス

キルに加え、語学（主に英語）の資格取得についても学科全体の資格取得目標と設定することを検討する。ポストコロナを見据え、本学科学生の進路先の選択肢を広げることが必要である。

教養教育の効果の測定・評価にあたっては、現時点で推奨している漢字検定や日本語検定に加え、新たな資格取得の推奨を行う必要がある。また、今年度より学生たちが生きた経済を学ぶと同時に新聞を読む習慣を身に付けさせることを目的として、日経電子版を教材活用する「ビジネス論Ⅰ・Ⅱ」を1年生の必修科目として導入した。

こども教育学科においては、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格の取得に必要な科目を保育実習及び教育実習の実施時期に配慮して配置している。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、4月からオンライン授業となり、実習へ向けての事前指導や実体験を伴う演習授業の実施が難しくなった。そこで、9月に「基礎ゼミナール」の授業を中心にして、共同制作「大きな布に大きな絵を描くワークショップ」を企画し、保育に必要な制作技術や身体表現の演習を対面で実施した。また、保育実習及び教育実習については、実習園の多大なご協力により、全員が実施することができたが、施設実習については、一部学内実習に変更した。学内実習の内容については、実習担当教員が中心となって計画したが、次年度も実習受け入れが厳しい状況になった時を考慮し、学内実習プログラムを精査していく必要がある。

経営総合学科では、令和2年度における学則変更及び令和3年度における学則変更予定を踏まえて、学科の卒業認定・学位授与の方針の点検が必要である。入学者受入れの方針については、系列のクラーク記念国際高等学校の教職員から定期的に意見を聴取し点検を行っているものの、他の高等学校関係者からは訪問時における意見の聴取のみとなっている。そのため、今後は系列高等学校以外の高等学校からも定期的に意見を聴取することを検討する必要がある。

学習成果の質的・量的データ把握について、これまで各種委員会、事務局各部署等が実施するアンケートに委ねられ、それらを一元化する仕組が確立されていなかったことから、今年度よりIR担当を設置し、各種データの取りまとめとその仕組の整備を行うため準備を進めている。そのため、既存の学生のポートフォリオのシステムを活用し、これをより機動的に有効活用する施策を検討中である。加えて、学生の卒業後評価を継続的に行い、学習成果について詳細に分析し教育課程の点検につなげたい（GPA分布、ループリック分布はなし）。

学習成果を上げるためにも、既に実施している高校生対象の簿記検定講座、ピアノ教室、入学予定者を対象にした英語講座、そして、年頭から実施している入学予定者を対象にした入学前教育プログラムなどの内容を更に充実化させる。特に、入学前教育プログラムにおいては、期間を延長し、更なる動機付けを行うことで、入学後の学習成果を高めることが可能となると考える。

＜テーマ 基準II-A の教育課程の特記事項＞

大学コンソーシアム市川の共通シラバスにより、市川学A・B・C・Dを特別授業としたが、コロナ禍のため、市川学Aの実施は見送られた。

[テーマ 基準II-B 学生支援]

[区分 基準II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。シラバスには、科目の概要と目的、到達目標・達成目標をはじめ、成績評価の方法・基準が明記されている。あわせて、各回授業の予習・復習内容や課題に対するフィードバック等が明記されており、試験結果のみならず一連の授業成果が加味された評価となっている。

全科目において各期の中間と期末に学生による授業評価アンケートを実施してきたが、令和2年度はコロナ禍でハイブリッド型授業を展開したために、前期の授業評価は実施できなかった。後期の授業評価アンケートは実施後に教員にフィードバックされ、授業改善のために資するものとなっている。また、学生の学習状況のチェックや達成目標も把握できることから、今後の目標設定も考慮したアドバイス、サポートが可能となっている。

また、教員間でも授業評価アンケート結果は閲覧できるため、教員の担当科目間での意思疎通、協力、調整が図られている。

事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。学生の「夢・挑戦・達成」とする創志学園全体の理念を理解し、事務職員は教育目標や基本方針を把握し、学習成果を認識しながら、丁寧な支援・指導している。すべての部門の職員は職務を通じて学生と接し、かつ全学的に共有されている教育目的・目標の達成状況を把握し、学生サービス、学生指導にあたっている。また、事務職員は、修学指導、厚生補導、課外活動のサポート、建物・設備・情報システム等の教育環境整備、進路支援など所属部署の職務を通じて、入学時から卒業に至る各種の支援を行っている。学生の成績記録等は、創志学園の保存年限・学内基準に従って適切に保管されている。

本学の図書館には司書の資格を有する専任職員 1 名が配置され、図書館規則に基づき、学生の学習成果の向上に向けた支援を行っている。また、全学で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では図書委員会規程に基づいて図書委員会を開催している。学生と教職員からの図書館への要望も含めて、図書館活動を行っている。

図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を 1 台配置しており、館内にある他の 4 台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索方法については、図書館利用案内等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては司書が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

図書の貸出期間は原則として 2 週間であり、貸出冊数は一人 3 冊までである。なお、夏期休業中等には長期貸出を行い、その都度掲示をしている。また、こども教育学科の実習期間中には貸出冊

数と貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生の目に触れるようにしている。

図書館改革は継続して行っているが、令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響でオンライン授業となつたため学生が登校しない期間があったこととAVルームを使用不可としたことから、令和2年度の図書の貸出冊数は対前年比60%減、視聴覚資料の貸出数は98%減となつた。

本学には、3つのPC教室（コンピュータ演習室）があり、121台のコンピュータが設置されている。教員はこれらのPCを活用して、情報教育やゼミナール等の授業を行つてゐる。一部の小規模教室を除き、一般教室には教材提示用のPCとスクリーンが設置され、教員はこれらを活用して授業を行つてゐる。また、課外活動、外部向けの講習等でも積極的に活用されている。図書館には、オープンスペースに4台のPCが設置されている。そのほか、常勤の教職員には一人1台のPCが用意されており、事務作業や業務フローの情報化と、教職員のPCによる業務の効率化を推進している。

本学ではシンクライアントシステムが導入されており、無線またはLAN環境が学内のほぼ全域でネットワークによってPCが稼働する環境が整備されている。したがつて、自身のPCを占有して利用することなく、利用したPCのログオフによって、機器は初期化されるため、どのPCでも同じ環境から稼働するメリットがある。したがつて、授業で各自が作成したファイルが端末に残つていることはないため、USB等の記録媒体を利用することなく、指定のサーバー上の領域に各自のファイルを保存するように指導している。結果、USBメモリースティックからのウイルス感染の被害は報告されていない。本学のネットワーク環境は、近似のスマートフォンの普及により、学内のWebアンケートの実施、eラーニングの利用拡大、Webポータルによるシラバス閲覧や履修登録申請等の取り扱いが開始されている。安定的なネット環境の提供が行えるようモニタリングを行っていく必要がある。教育課程及び学生支援を充実させるために、教育研究情報センターの技術職員が配置されており、授業支援ツールの研修、PC利用技術の相談を行つてゐる。今年度は、コロナ禍の中でオンライン授業を実施したため、Wi-Fi環境が整っていない学生には、ルーターの貸出等を行つた。

[区分 基準II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行つてゐる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学まで授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行つてゐる。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行つてゐる。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行つてゐる。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行つてゐる。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行つてゐる。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続完了者に対し、入学事前学習(入学前事前ガイダンス含む)の案内を送付するとともに、入学式及び保護者会の案内、当面のスクールバス時刻表等を送付し、授業や学生生活についての情報提供をしている。例年は入学者に対し 3 月下旬から 4 月上旬に履修指導、学生生活のためのオリエンテーションを行っているが、令和 2 年度は新型コロナ感染症のため、スクーリングとオリエンテーションを中止し、4 月 20 日にオンラインでオリエンテーションを実施した。オリエンテーションでは、事前に送付した学生ハンドブックをもとに説明した。学則、履修要件単位数、卒業要件、必修・選択科目の別と取得単位数、時間割の作成方法の指導等については、きめ細やかに全教職員が指導している。また、Web サイト上からのシラバス検索も可能である。同時に経営総合学科では各コースが目指す資格検定試験の詳細とそのための前期・後期の履修科目の選択方法、子ども教育学科では幼保教員資格・試験対策のための必修・選択科目の指導と日々の生活態度から幼保の教員になる心構えを指導するなど、学習成果の動機付けに力を入れた指導をしている。

なお、1 年前期から必修科目の基礎ゼミナール I が開講され、担任制が取られている。ゼミ担当教員は、オリエンテーション時からゼミ生と接する機会が多く、学生のパーソナリティーもつかみながら面談を実施し、学習や生活面の悩みの相談にのり、その学生の生活習慣や学習能力に合わせた履修指導も可能となっている。

また、全専任教員はオフィスアワーを開設し、適切な指導助言を行っている。令和 2 年度前期は、教務担当が中心に出席状況を把握し、後期は各授業担当者が出席確認を行った。ゼミ担当教員はゼミ生の出席状況の確認を週 1 回行い、週単位で開催されている学科会議にて欠席が目立つ学生について学科内での情報共有を行うとともに、学生への電話連絡またはメール連絡（場合によっては保護者宛）するなど、長欠への事前防止策を講じている。

基礎学力が不足する学生に対しては、オフィスアワーの利用のほか随時、学習の相談に応じるなど、丁寧な支援を行っている。1 年次選択必修科目の「英語 A・B」（子ども教育学科は前期科目「英語」のみ）は、入学前の事前学習のプログラムに一斉テストを実施し習熟度別クラスを編成している。また、経営総合学科では、入学前に簿記検定に合格している優秀な学生向けには、日商簿記検定 2 級、FP 技能検定 2 級、TOEICIP 検定試験を推奨し、より難度の高い上級の検定や得点の向上を支援している。

学習成果の獲得に向けて、学生の短期留学派遣及び留学生の受け入れを行っている。学生の短期留学派遣については、両学科の希望者を対象とした米国ハワイ州のハワイ・パシフィック大学における 1 週間の語学・異文化研修がある。研修期間中、先方の大学講師が担当する語学研修プログラムを中心に、現地学生との交流も図っている。また、大学の寮に宿泊するとともにホームステイ体験から異文化理解を深め、子ども教育学科の学生を対象に現地の保育園視察なども行っている。しかし、令和 2 年度においては新型コロナウイルスの影響により、短期留学派遣は実行できなかった。そのため、本学園ハワイ事務所職員によるオンラインでの「コロナウイルスの現状」をテーマに一部のゼミで特別授業を行った。また、教育提携を締結しているフランスの EMBA 大学とはオンラインでの異文化交流授業を EMBA 大学ピエレット先生にご担当いただき開講した。

外国人留学生の受け入れについては、経営総合学科において外国人留学生入試制度を設けて募集を行っている。その結果、令和 2 年度には 14 名の外国人留学生が入学した。それらの学生の出身国は中国、ベトナム、モンゴル、ミャンマーなどとなっている。外国人留学生の入学者数は、毎年減少傾向にあるが、国際的学習環境を維持していくために、今後も継続して外国人留学生の受け入れを行っていく。

学習成果の獲得状況の量的・質的で一タは、各期の中間・期末に実施されるアンケート等から把握される。全学生の平均点も把握できるため、次期授業の参考となっている。また、アンケート結果を受けて、学科長宛にリフレクションペーパー（現行授業への振り返りと次期授業への改善計画）の提出を求め、学生の学習成果に資するものとしている。

[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂の運営に配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

〈区分 基準 II-B-3 の現状〉

学生の生活支援については、学生生活全般及び学友会活動を含め「学生委員会」「学務課」を中心に行っており、教育職員と事務職員が一体となった学生生活支援体制を整えている。なお、教員の学生への助言指導においては、ゼミナール担任制をとって行っている。学生委員会は、各学科から2名、計4名の教員と職員1名の計5名で組織されており、学生生活、学友会活動、課外活動、奨学金等の学生への経済的支援に関する情報を共有し、学科・事務局を連携させる役割を担っている。これらを円滑に行うため、毎月1回学生委員会を開催している。また、学生委員は学友会執行部の顧問を務め、助言指導にあたっている。

本学指定の運動部においては「体育会」を組織し、支援体制を整えている。その他のサークル活動においては学友会組織の中にあり、学友会はこれを統括している。学外における活動や大会における事務手続きなどについては、教職員からなる顧問及び学務課において助言・指導を行っている。学友会は、会長、副会長、会計、書記からなる役員と常任委員で構成され、行事などについて企画・立案する。各種学生行事などの運営については、学生センター、各ゼミナールの評議員と連携をとりながら実施し、学生個々の意見が反映されるよう配慮されている。

学友会は、例年、新入生歓迎会、スポーツ大会、七夕祭り、秋桜祭など、学生対象の行事を企画運営している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症で多くの行事を中止したが、秋桜祭（学園祭）は学生委員会の指導のもと、学友会執行部が中心となり初のオンライン企画で実施された。

体育会バレーボール部や学友会運動系サークルは、コロナ禍にあって、練習試合や大会が中止となつたため、多くの練習機会が失われた。例年、文化系サークル（軽音）は10月の学園祭（秋桜祭）における公演を主目標として活動してきたが、本年度はオンラインでの実施となつたため、ライブ配信を行った。

学生食堂の営業時間は11時00分から15時00分となっている。当初は朝食を食べてこない学生に対応できるようにしていたが、利用者が皆無であったことから昼食時のみの対応となり、昼食の提供は14時頃には終了している。外部に運営を委託しているが、運営には運営助成費や厨房機器の供与をはじめ、大学側が最大限に関わり、廉価でバリエーションのある食事の提供を目指している。今年度は、県別特産メニューが企画された。また、年間を通じて、学生向けの企画を取り入れているほかに、留学生との「英語でランチ」を企画し、学生の憩いの場であるとともに教育的効果も期待できるものしている。キャンパス・アメニティの販売は行っていない。

短大所有の学生寮は設置していないが、自宅外通学予定の入学者には、本学が提携する不動産会社や Web サイトを紹介している。本学の最寄駅は西船橋であり、JR 総武線、武蔵野線、東京メトロ東西線、東葉高速鉄道とアクセスは多様であり、オープンキャンパスの際にパンフレット等を配布して情報提供を行っている。

通学バスは、最寄駅である西船橋から大学間を無料で運行している。徒歩であると 15 分ほどであるが、通学バスで概ね 7 分ほどでアクセスでき、学生の通学の便を図っている。自転車通学の学生には、事前申請により自転車通学許可証が発行され、学内の駐輪場が利用できるようになっている。オートバイや自家用車による通学についても、正式な申請があれば学生委員会で審議して通学が認められれば駐車場の利用が許可される。

本学では、入学予定者に入学前に 資格取得奨学金〔入学前資格取得〕として、入学前（令和 2 年 3 月 31 日）までに下記検定に合格した生徒に対し、1 年次の授業料より減免する奨学金制度を設けている。

- ① 日商簿記 2 級 1 年次前期授業料から 200,000 円減免
- ② 日商簿記 3 級 1 年次前期授業料から 100,000 円減免
- ③ 全商簿記 1 級 1 年次前期授業料から 100,000 円減免
- ④ 全商簿記 2 級 1 年次前期授業料から 30,000 円減免
- ⑤ 英検準 2 級 1 年次前期授業料から 30,000 円減免
- ⑥ TOEIC 550 点以上 1 年次前期授業料から 50,000 円減免
- ⑦ MOS Word・Excel・PowerPoint のいずれか取得 1 年次前期授業料から 30,000 円減免
- ⑧ 保育技術検定 1 級 1 年次授業料から 450,000 円減免
- ⑨ 保育技術検定 2 級 1 年次前期授業料から 150,000 円減免

※資格取得奨学金は、いずれか 1 つのみを適用。

令和 2 年度の入学生のうち、本奨学金の受給者数は 27 名であった。

その他、本学独自の制度として、双子または兄弟が同時に入学する場合の「双子・兄弟の同時入学割引制度」、本学の卒業生または在校生が親族によりその者が対象者からみて 2 親等以内の場合の「ファミリー割引制度」を設けている。その他、日本学生支援機構による第一種、二種、給付型奨学金のほか、本学と提携している学費ローンも紹介している。

また、こども教育学科入学予定者には、各自治体による「保育士修学資金貸付制度」の資料提供をしている。

学生の健康管理としては、毎年年度初めに健康診断を実施しているが、令和 2 年度は 11 月に実施した。学内には保健室を設け、AED（自動体外式除細動器）を 1 階と大体育館に設置している。また、学内には喫煙所を設け、分煙体制を整えるとともに、毎年 5 月末の世界禁煙デーには学内全面禁煙とし、喫煙及び受動喫煙による健康被害等について啓発を行っている。学生のメンタルヘルスケア全般については、ゼミ担当教員による随時の相談と面談、事務局窓口も対応している。また、必要に応じて、保護者面談も実施している。

経営総合学科に在籍している留学生の学習支援としては、本学で学習上必要とされる日本語力の強化を目標とした留学生の必修科目（ビジネス日本語 I・II）を配置している。また、学習支援はもちろんのこと、生活支援に対しても基礎ゼミナール（入学時）及び専門ゼミナールの担当教員が留学生一人ひとりへの対応に努めている。また、毎週開催される学科会議においては、留学生を含む全学生の学習及び生活支援について、学科内にて情報共有を行う体制を整えている。その成果もあり、毎年、多くの留学生が日商簿記検定試験をはじめとする検定に合格するなどの学習成果を出している。

社会人学生の受け入れについては、事前に入学動機についてヒアリングを行い、入学試験の面接で確認も行っている。社会人学生に関する情報は、ゼミ担当教員を中心に学務課が共有している。キャリアアップのため（企業派遣による指定の検定・資格取得も含む）、再就職のためなど、2 年間での卒業のみならず、どの検定・資格取得を目指すべきか、学修計画をアドバイスするなどのきめ細やかな支援を行っている。

構内のバリアフリー化は校舎の入口に車椅子用段差解消スロープを設置し対応している。また、車いすでのアクセスは学生食堂を除くすべての施設で可能である。車いすで利用可能なトイレは1階に設置している。今年度は対象学生の入学はなかった。

職業を有している等の事情により、2年の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生として入学が許可される。

学生のボランティア活動については、積極的に推奨している。卒業時には「特別賞」として表彰を行うこととしている。例年は、市川警察署の大学学生防犯ボランティアグループ「アクア」へのボランティア参加、市川市の総合防災訓練や市川市駅周辺帰宅困難者等対応訓練への参加のほか、近隣の二俣小学校や妙典小学校との国際交流を目的とした留学生による出前授業などを行ってきた。令和2年度においては新型コロナウイルスの影響を受け、ボランティア活動は、二俣小学校のみでの実施にとどまった。

[区分 基準II-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準II-B-4 の現状>

就職を支援する専門部署としてキャリアセンター、キャリア塾、進路委員会を設けている。加えて、2年次の専門ゼミナール担当教員がサポートしている。進路委員会は、キャリアセンター、キャリア塾、専門ゼミナール教員の協力のもと、キャリア関係の授業や合同企業勉強会などを企画運営するとともに学生の進路全般を把握し指導にあたっている。キャリアセンターには、専属スタッフ1名が配置され支援に当たっている。求人紹介、履歴書添削のほか、面接練習は繰り返し実施し、学生の満足度も高い。キャリア塾は、企業の第一線で活躍した経験を持つ専門スタッフがあたり、実践的なキャリア養成講座、企業人としてのスタンス、スキルを有する企業にとって付加価値の高い学生の養成をしている。2年次の専門ゼミナール担当教員は、就職活動の面接や相談を受けて、キャリアセンター、キャリア塾とともに支援をしている。学生は、ゼミ担当者、キャリアセンター、キャリア塾に関わることで、これら三者のトライアングル体制の中でより実践的なノウハウを身につけ就活に臨んでいる。キャリアセンターは、学生ラウンジ横の学生が立ち寄りやすい立地にある。ドアオーブンで、学生も抵抗なく来室できる環境を整えている。令和2年度からは、Web面接（オンライン面接）が増加していることから、学生支援のための環境を整えた。

本学には就職のための資格取得を奨励するために、各種講座が用意されている。村田塾の「日商簿記、全経簿記検定講座」、「ファイナンシャルプランニング(FP)技能検定対策講座」、1UP塾の「MOS講座（Word、Excel）」、「TOEIC講座」、志高会の「公務員対策講座」、特進会の四年制大学編入のための講座がある。経営総合学科においては、近年、前倒しになっている就職活動に対応すべく、1年次の12月までに3つ以上の検定合格を目標とし、翌年の1月からの就職活動が開始できる体制づくりを行っている。これらの検定合格が就職・編入学を後押ししている。

学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、採用側の求める人材の分析、業界別の採用時期の変動、また、求められる資格やスキルなどについて分析し、翌年度における学生の就職支援に活用していきたいと考えている。

進学支援として編入学の相談と対策指導は「特進会」が担う。なお、大学から指定校推薦の依頼があれば、隨時、学生へ周知して編入希望大学の選択肢としている。令和元年度は、6名の学生が3年次に編入している。

留学へのアドバイスは、その動機、留学先、保護者の同意、資金手当計画、留学のための各種公

的申請等々にわたり、そのノウハウを持つ教員や事務職員が相談にあたっている。なお、今年度は、世界情勢の不安定化、コロナウィルス感染症の問題等により、企画はしたが実施するには至らなかった。

<テーマ 基準II-B の学生支援の課題>

学生支援の環境は充分整備されているといえるが、学習成果の獲得に向けての学習支援として、コロナ禍においてオンライン授業やハイブリッド型授業展開に必要とされる環境の整備は整っているものの、学生授業アンケート結果に沿っての科目担当教員の ICT スキル（オンライン授業展開スキル）についての評価を行うと共に、必要に応じて教員を対象とした ICT スキル研修などの実施が求められる。

また、コロナ禍において海外研修が実施できなかったことから、オンラインを活用しての国際交流プログラムを海外教育提携締結大学と実施した。今後は、長期的な国際交流オンラインプログラムを海外系列大学や教育連携締結大学と企画し、コロナ終息後であっても、海外研修と並行して実施し、学生の国際性を高め更なる学習成果獲得を目指す必要があると考える。長期履修学生については、入学があった場合の「履修方法内規（手引）」の整備が必要である。また、本学のような小規模校では難しい面もあるが、保健室に看護師の資格を有する人材や臨床心理士を一定日時いることが望ましいと考える。

<テーマ 基準II-B 学生支援の特記事項>

キャリア塾が中心となり、Web 面接（オンライン面接）が増加していることから、学生支援のための環境を整えると共に、就職支援の DVD を作成し、学生に無料で貸し出しを行ったが、その成果の確認までできていない。

<基準II 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
テーマ B 学生支援

○セクシュアルハラスメントに関する規程はあるが、ほかのハラスメント規程が定められていないため、規程の整備と、それに対応する体制の確立が望まれる。

→平成 31 年 4 月 1 日施行に向けてハラスメント対策委員会規程を整備、組織された。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

職業に直結する資格・検定講座の設置により、学生への「夢・挑戦・達成」の行動指針は充分啓蒙され成果も確認されている。今後は新講座開設の取捨選択が必要とされる。何を開講するかの議論が今後求められよう。そのためには、既存講座の質的・定量的データの検証をはじめ、学生や卒業生の意見聴取や地域社会のニーズへの配慮も重要である。

大学コンソーシアム市川等を通じて地域社会との連携を強化し、本学の教育プログラムに活かしていく努力を行い、その成果を把握することが望まれる。

【基準III 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準III-A 人的資源]

[区分 基準III-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準III-A-1 の現状>

令和2年5月1日現在の専任教員数は20名であり、短期大学設置基準の定める教員数を充足していなかった。これは、4月当初は充足していたが、新型コロナウイルスの影響を受けこども教育学科講師1名が4月30日付にて退職したことが理由である。ただし、その後、6月には新たな講師を採用し、短期大学設置基準の定める教員数を充足した。

(令和2年5月1日現在)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
経営総合学科	4	3	5	0	12	7	/	3	0	15	
こども教育学科	3	0	5	0	8	9	/	3	0	9	補充中
(小計)	7	3	10	0	20	16	/	6	0	24	
(口)	/	/	/	/	/	/	3	1	/	/	
(合計)	7	3	10	0	20	19		7	0	24	

専任教員の職位の決定は、「教育職員選考規定」に基づき新規採用時及び昇任時に行っている。本学の専任教員は真正な学位を有し、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準に規定される教員の資格条件を充足している。専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績は、本学Webサイトの教員紹介において公表している。

非常勤教員は24名である。教育職員選考規定に準じて、特定の専門分野において同等以上の学識を有する者、かつ教育上研究上の指導能力があると認められる者としている。採用に当たっては、副学長、学科長、学科担当教員、事務局長が、短期大学設置基準に定める教員の条件を充たしていることを書類、模擬授業、面接等で確認し最終的に学長が決裁している。学科の教育課程編成・実

施の方針に基づいて補助教員等の配置はない。

教員の昇任は、教育職員選考規定に定める昇任の条件（教育経験年数及び研究業績並びに教育業績等）に基づき、所属長が昇任候補者を推薦し、教育経営会議、理事会の議を経て理事長が決定する。

[区分 基準III-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-2 の現状>

研究活動は、教員個々の専門領域の研究をはじめ、授業と直結した研究あるいは課外活動に関する研究も含まれる。研究成果は、教員個々の所属学会や自己点検データとして公表されている。

（経営総合学科）

（平成28年度～令和2年度）

氏名	職位	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
		著作数	論文数	学会等発表数	その他			
岩渕 昭子	教授	0	0	1	1	無	有	
石川 初男	教授	0	0	0	0	無	無	休職・退職
宮谷 聰美	准教授	1	3	2	1	無	有	
安井 良彰	准教授	0	2	1	0	有	無	
榎本 恒	准教授	0	3	4	1	無	有	
菊池 祐介	講師	0	1	0	0	無	有	
東条 美和	講師	1	8	3	0	無	無	産休・育休
大勝 裕史	講師	1	1	2	0	無	無	
谷川 寿郎	講師	2	7	6	1	有	有	
中溝 一仁	講師	0	1	0	1	無	有	
泉谷 尚俊	講師	0	0	0	0	無	無	
國井 祐	講師	0	1	0	1	有	有	
増田哲也	教授	0	1	0	0	有	有	学長
高橋有弥	教授	0	0	0	0	有	有	副学長

(こども教育学科)

(平成 28 年度～令和 2 年度)

氏名	職位	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
		著作数	論文数	学会等発表数	その他			
黒澤 寿美	教授	0	7	6	3	無	有	副学長
佐久間 康	教授	0	0	0	0	無	有	
尾崎 康子	教授	13	6	19	2	無	有	
小木曾 宏	教授	3	0	5	0	無	有	
古谷 和子	講師	2	3	3	7	無	有	
神野 雄	講師	0	5	7	0	有	有	
石川基子	講師	1	1	4	2	無	無	
佐々木 郁子	講師	1	10	2	0	無	無	

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)等の外部研究費は、毎年、公募通知により学内で周知され応募者を募っている。過去 3 年間においては、基盤研究や研究成果公開推進費(学術図書)を中心に応募があり、令和 2 年度採択 0 件(応募 1 件)、令和元年度(令和元年度)採択 0 件(応募 2 件)、平成 30 年度採択 0 件(応募 1 件)、平成 29 年度採択 1 件 715 千円(応募 1 件)を獲得している。獲得した研究費の管理は、「公的研究費補助金取扱に関する規程」、「公的研究費の適正管理・監査に関する基本方針」、「研究費の不正使用の防止等に関する規程」、「公的研究費不正使用防止計画」により適正に行われている。新着の教員には、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン等の視聴を促している。

専任教員個人の教育研究活動を支援するため、研究の維持向上に資するための「個人研究費取扱規程」により、個人研究費額としては、教授、准教授、専任講師の職位の別に支給されている。申請にあたり、前年度の教育研究成果の報告と今後の研究計画、使途金の計画案が求められる。

教員の研究倫理を遵守するための取り組みとしては「研究倫理規程」が整備されている。教職員の研究力を高め、もって教育水準の向上を図るとともに、本学における教育・研究の成果を広く学外に公開するために「東京経営短期大学紀要」を年 1 回刊行している。

専任教員の教育研究を支援するため個人研究室は短期大学設置基準に則り、19 室が設置されている。また、こども教育学科には、共同研究室が設置され学生への学習支援の他、とりわけ実習に関わる相談の場としても提供されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議の出席等は、就業規則と個人研究費取扱規程に準拠した範囲で認められている。FD 活動は、FD・SD 委員会の所管事項とし、年間の活動計画を立案・遂行し、全学的な教育の質の向上に向けて PDCA サイクルの確立を目指している。教員は FD・SD 活動への参加等を通して教育方法の改善を行っている。相互授業参観によるピア評価を推奨している。今年度の FD・SD 活動の内容は、次の通りである。

令和 2 年 7 月 25 日(大学コンソーシアム市川の共同 FD、オンライン)

1. 2018 年度の活動・評価報告
2. 事例発表「アクティブ・ラーニングを取り入れた授業設計」
 - ① 「SAT システムを使った栄養教育」
 - ② 「双方向通信を利用した服飾系学生の実験科目活性化の取り組み」

令和 2 年 9 月 17 日(通算 第 2 回)

1. 令和元年度個人研究成果報告
2. 入試対応について昨年との違い
3. 後期における学科方針について

令和 2 年 10 月 31 日（大学コンソーシアム市川の共同 PD、オンライン）

「数理・データサイエンス教育の」推進

1. 「医療ビッグデータと AI を活用した新しい医療技術」
2. 「AI 時代にデータとモデルをどう学ぶ？」

令和 2 年 12 月 13 日（通算 第 4 回）

1. 私立大学等改革総合支援事業のアウトカム指標を含む「教育の質に係る客観的指標」調査について—「授業等に関するアンケート結果」と今後の活用について
2. Society5.0 に向けた人材育成 について本学がすべき改善項目
私立大学改革等総合支援事業『Society5.0』の実現に向けた特色ある教育の展開
3. 入試区分と事前学習

令和 3 年 1 月 28 日（通算 5 回）

1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）とカリキュラムの一貫性と評価方法
2. 教育の質—学習成果の把握方法

令和 3 年 3 月 4 日（通算 6 回）

1. 令和 2 年度における個人研究の内容の紹介と成果の報告
2. 授業評価アンケートの報告

令和 3 年 3 月 25 日（通算 7 回）

1. 令和 2 年度 学科・各種委員会・塾・体育会等の報告会

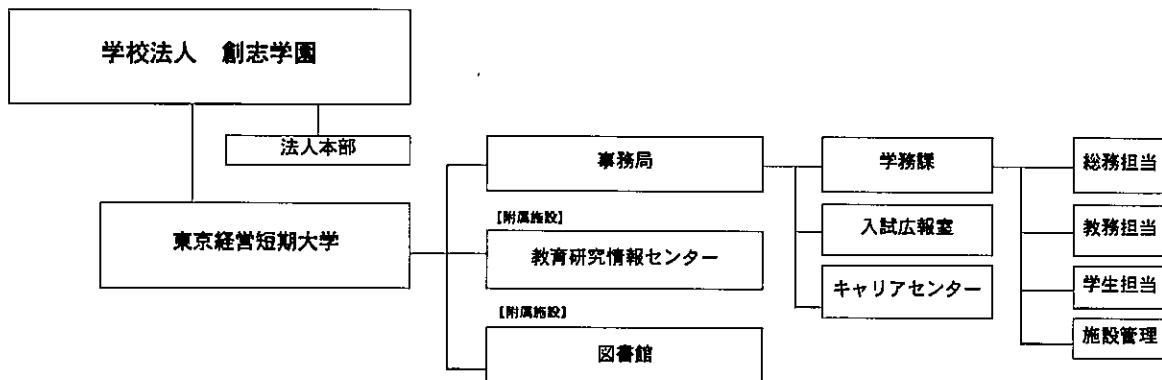
専任教職員は、学生の学習成果と満足度が向上するよう関係部署と連携している。各種委員会、事務局、附属施設だけではなく、法人事務局とも連携体制をとって改善に努めている。前年度の各学科、各種委員会等及び事務局各部署の前年度の活動報告と反省を受け、年度当初の 4 月に学科をはじめ各部署・各委員会・塾等の新年度の活動と改善計画について、全専任教職員による会合を開催し、組織間で相互連携して情報の共有に努めてきたが、令和 2 年度はコロナ禍のため実施できなかった。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学における事務組織及び所管事務は次の通りである。



令和2年5月1日現在の専任事務職員の総数は13名である。本学の事務局は、事務局長を長として、その下に専門的な職能を有する職員が学務課（総務・教務・学生支援・施設管理の各担当）と入試広報室の各業務を分掌し、日常の業務を処理している。

事務職員は、業務をつかさどる専門的な職能を有しており、学生の学習成果の獲得と向上に向けて支援を行っている。事務職員の採用においては、本人の経歴、技能及び保有資格を確認の上、適材適所の配属を行っている。事務職員の異動は、勤務実績を基に本人の技能が最も発揮できるとともに、本人の成長に合わせた配属を行っている。

事務関係の諸規程としては「組織規定」等があるが、学園本部と関わりがある多くの業務に関しては、学園の規定に準拠して業務を行っている。

事務室は、1階にあり、必要な情報機器・備品等が設置されている。また、事務室以外には、図書館、キャリアセンター、教育研究情報センターが設置されている。事務職員には各自1台のインターネットに接続されたPCが与えられており、事務室には複合機が1台備え付けられているとともに、必要な備品等が整備されている。

全学的な防災体制は、施設管理職員が防犯体制の強化ならびに啓発活動を行っている。防災対策については、授業開講時・夜間の初期対応、緊急連絡体制、津波対策緊急避難路、防災対策備品等を含む防災計画書の内容を毎年点検して学内に周知している。毎年4月又は5月に避難訓練と防災訓練を実施しているが、令和2年度はコロナ禍のため、規模を縮小して9月に避難訓練を実施した。

情報セキュリティーとして、学内ネットワークにアクセスする場合は教職員に付与されたユーザーIDとPWに限定してシステム利用が可能である。学内サーバーとPCの管理運営については、ファイアウォールにて外部からの不正アクセスをブロックしており、学内のすべてのPCにウイルス対策ソフトウェアを導入している。

SD活動は、FD・SD委員会の所管事項であり、年間のSD研修（全学講演会を含む）を立案・開催し、事務職員はSD研修への参加を通じて職務を充実させ教育研究活動の支援を行っている。但し、令和元年度の後半においては、新型コロナウィルの影響なども含め、当初計画をしていた活動が十分に実施できず、FD・SD活動として上述の共通のプログラムの実施に留まった。今後は、オンラインでの実施を含めた計画立案を行うことが課題である。

事務局では、必要に応じて事務局会議を行い、課・室ごとのミーティングが開催され、日々の事務局連絡会を含め日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。また、教育経営会議、教務委員会、入試等検討会、学内の主要な委員会には事務局長もしくは事務職員が構成員として参加することによって、教員と連携して本学学生の学習成果の向上にも資するように努めている。

事務局職員は所属長、事務局長に相談報告連絡を必要に応じて行う。これにより、各部署との情報共有が可能となり業務の進捗状況、課題や改善点が明確化し、日々の業務の見直しや改善につながっている。

また、事務職員は「学生の相談窓口」をスローガンに、学生対応の向上を目指している。加えて、教職員はポータルサイトの「学生カルテ」等を活用し、各学生の出席状況を含む修学に関する情報を共有して適切な学生指導に当たっている。以上のように本学事務職員は学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

【区分 基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行ってい
る。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準III-A-4 の現状>

教職員の就業に関する事項は、「就業規則」をはじめとする諸規程に定められている。また「ハラスメント対策委員会規程」、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を定めている。教職員の就業に関する諸規程は、事務局に配備し常時閲覧できる。入職時のオリエンテーションで、就業に関する規程や学内ルール等を説明している。主要規程に改訂が生じた場合には、朝会で周知している。

教職員の就業は、「就業規則」に基づいて適正に管理している。出退勤について、教員は出勤簿に押印、職員はタイムレコーダーに打刻し、休暇・出張等の申請は上長を通じ、原則として所属長の承認により行っている。令和2年度は、千葉県や監督官庁の方針に沿って、新型コロナ感染症の感染リスクを抑制するために、自宅勤務のほか、通勤ラッシュを回避するために通常より1時間・2時間遅く勤務ができるように柔軟な勤務体制とした。

<テーマ 基準III-A 人的資源の課題>

令和2年度はFD・SD委員会の委員長が体調を崩し退職をしたため、十分な活動ができたとは言い難い。大学コンソーシアム市川の共同FD・SDに参加することで、多様な情報を得ることが可能となったが、更なる活動計画と実施内容が求められる。活動内容の充実化を図ることで、全学的な教育の質の向上にむけてのPDCAサイクルの確立を目指すことが課題である。加えて、SD活動ではさらなる積極的な活動計画と実施内容が求められるが、特に中・長期的な計画の確立と実施が望まれる。

さらに、個人情報の取り扱いについては、研修を重ねることにより情報漏洩等の事故を未然に防ぐ継続的な努力が望まれる。事務職員のスキルアップと意識の向上を図り、業務の一層の効率化を推進するため、外部研修会等に積極的に職員を参加させることも進めしていく必要がある。

<テーマ 基準III-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。-
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準III-B-1 の現状＞

本学キャンパスの所在地は、千葉県市川市二俣である。校地面積は 18,192 m²で短期大学設置基準の規定面積 3,800 m²以上を充たしている。運動場は別途 8,558 m²を共有している。

校舎の面積は 13,523.65 m²で、短期大学設置基準の規定面積を十分に充たしている。

大学構内のバリアフリー化は、食堂以外の施設においては整備されている。車椅子を利用した場合は、校舎の2階以上の教室へはエレベーターを使用することが可能となっている。また、トイレのバリアフリー化も行っているが、LGBT等に配慮した多目的トイレの設置までは至っていない。

2 学科共用で使用する一般講義室や情報処理学習教室等に加え、こども教育学科の教育課程の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等を用意している。

本学の校舎及び施設の概要並びに授業で用いる主な機器・備品が整備されている。

(校舎と各施設)

	階	主な内部施設	面積m ²	面積m ²
校舎	1階	学長室 事務局 応接室 図書館 PC 教室 調理教室 乳児保育演習室 図画工作室 キャリアセンター 学生ホール 保健室 サブアリーナ ロッカーハウス	5229.6	13,074
	2階	会議室 共同研究室（実習センター） 講師控室 教室 11室 PC 教室 2室 図書館 2階 ロッカーハウス 音楽室 グループレッスン室 和室 更衣室	3992.2	
	3階	教室 5室 アリーナ ロッカーハウス	1961.1	
	4階	研究室 19室	1307.4	
	地下	フィットネスルーム 図書館書庫	653.7	
学生食堂	1階	フロア一 業務用厨房	280	450
	2階	フロア一	190	

(機器・設備等)

使用学科	階	教室名	主な機器・備品
こども教育	1階	図画工作室	AV機器 工作台6台 工作椅子34脚 電動ろくろ 手動ろくろ 粘土貯蔵容器 ジグソウ ドリルドライバー 電動刃物研機 版画プレス機 ベルトディスクサンダー
		保育実習室	AV機器 沐浴人形5 ショウチャン人形5 新生児用ベッド ままごとキッチンシリーズ アラウンドベンチ 遊びフロアーマット
		101教室	PC41台
		調理室	AV機器 ガスオープンレンジ付12台 電子レンジ2台 冷蔵庫3台 冷凍庫3台 調理器具 食器 乳児用食事調理器具
		サブアリーナ	子供用跳び箱2台 子供用平均台4台 卓球台7台 バドミントンセット2セット ソフトボール12個 体操マット4枚 竹馬10セット 跳び箱2台
共通	1・2階	図書館	書架 図書管理システム ビデオモニター10台 ポータブルDVDプレイヤー10台
共通	2階	201教室	AV機器、PC1台
共通		215教室	AV機器、PC1台
経営総合		205教室	AV機器、PC1台

経営総合		206教室	AV機器、PC1台
経営総合		208教室	PC41台 AV機器
経営総合		209教室	PC29台
こども教育		多目的室	AV機器
こども教育		グループレッスン室A	電子ピアノ17台
こども教育		グループレッスン室B	電子ピアノ17台
こども教育		音楽室	グランドピアノ1台 アップライトピアノ1台 AV機器
共 通	3階	アリーナ	吊下付バスケット装置 バレーボール支柱ネット 大型扇風機4台 舞台設備 仮設ステージ AV装置
経営総合		301教室	スクリーン
経営総合		302教室	スクリーン
経営総合		303教室	スクリーン
経営総合		304教室	スクリーン
経営総合		305教室	スクリーン
共 通	地下	フィットネスルーム	ウォーキングマシーン ペダル用マシーン 加圧式マシーン ダンベル 背筋用ベンチ 肺活量測定器 握力測定器 屈伸測定器 跳躍測定器

図書館の総床面積は810m²である。図書館の座席数は150席、蔵書数は48,488冊、学術雑誌247タイトル、AV資料数は2,719点である。図書館の2階はAVコーナーとなっており、ビデオモニター10台が常設されている。

図書館は、「図書館規程」、「図書管理規程」、「図書館利用規程」に基づき、貸出業務を中心に業務を行っている。選書は全教職員と学生から要望を聴取し、偏りなく、全ての学習内容や嗜好を網羅できるよう努めている。併せて、「図書委員会規程」に基づく「図書委員会」で、図書館運営の基本方針、図書館の事業計画及び予算、購入図書の選定の他、図書館改革に努めている。図書委員会は、図書館長を委員長とし、教職員で構成されている。令和2年度には、書評コンテストを1回実施した他、一部の席で携行食品の飲食が認められた。

屋内の運動施設は、1階に小体育館(330m²)、2階に体育館(807m²)、地下にフィットネスルームがあり、授業及び課外活動の他、学生の体力増強に利用されている。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準III-B-2 の現状>

学校法人創志学園には「経理規定」、「固定資産及び物品管理規定」、「固定資産及び物品の調達管理取扱要領」が整備されている。

本学はこれらの規定に従って、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理及び保全に努めている。また年1回の棚卸により、施設設備、物品の実在性や活用度及び経年劣化の状況を確認し、必要に応じて固定資産の除却や廃棄を行っている。

火災・地震対策は、「消防計画」と「防災計画」を作成し、それらに基づき、防火及び地震防災管

理事項を定めている。事務局施設管理課が、法令に基づいた消防用設備等の点検整備、避難施設・災害対策装備品の維持管理を行っている。事務局施設管理課では、帰宅支援物資や、災害時使用の燃料、食料、機材などを備蓄している。それらは年1回点検を行っている。

全館建物の耐震診断、基準に基づいた耐震対策は既に完了している。平成31年4月には全教職員に「防災マニュアル」を配付し、非常時の対応と備えを周知している。年1回、学生を含めた全学避難訓練及び消火訓練を実施している。

学内の防犯対策は、防犯カメラを正面玄関に設置すると共に、24時間体制の機械警備を行っている。また、早朝夜間はIDカードによる入退出管理を行っている。加えて、防犯対策として、市川市役所市民安全課と協力し、自主防犯活動として教職員で防犯パトロールを行っている。

学内におけるコンピュータ、ネットワークシステム等の環境整備及び保守管理は教育研究情報センターが「教育研究情報センター規程」に基づき行っている。学内の全PC端末はシンクライアントOSのみがインストールされており、学内のシステムは全てサーバー上にしか存在していないことから、教職員の端末にはデータが存在せず、盗難されてもデータが持ち去られないように対策に講じている。また、使用しているサーバー内にもウイルス対策ソフトがインストールされている。教職員が使用する端末はUSB機器の使用も制限されており、USBメモリ等へデータを入れて持ち出すことも不可能である。その他、学生が使用するPCも基本的には教職員と同じ処置が施されている。

加えて、端末をログオフすると全てのデータが消去され、再度起動した際に個人のデータが残らないようになっている。また、学生が使用するPCと教職員が使用するPCはグループが異なるので、学生が個人情報にアクセスすることができないようになっており、データの紛失・盗難時のセキュリティ体制を整えている。また、外部からの不正接続への対策として、本学ではWebサイトを外部サーバー上に置くなどの措置を講じており、外部公開サービスにおいて可能な限り不正侵入のリスクを減らしている。

省エネルギー対策として、7~9月の空調設定温度指針を設け、授業や学生の諸活動に支障を及ぼさない範囲で節電計画を策定し、夏季ピーク時の電力消費の削減を推進している。省資源対策として、ゴミ箱の整備による廃棄物の分別回収、古紙の再生紙利用などのリサイクル、学内照明のLED化、空調機のインバーター付のものへの取り替え等を推進している。

<テーマ 基準III-B 物的資源の課題>

新型コロナ感染予防の観点からソーシャルディスタンスを維持する必要があり、1教室あたりの収容者数を本来の教室定員より大幅に減数させての運用となった。このため履修者数との兼ね合いで授業実施教室が大幅に変更になり、教室の確保ができない一部の授業は年間を通してオンライン授業を継続せざるを得なかった。時間割を工夫するなどにより円滑な教室確保が望まれる。またPC教室の収容人数も同様の理由で設置されている各教室PC台数の50%程度に留まっているが、電源やネットワーク配線などの物理的制約が多いためコロナ禍での稼働率の改善は難しいと思われる。

なお、校地、校舎とともに短期大学設置基準を十分に充たしている。より充実した教育活動のため、現存の物的資源の効率的な運用、不要な設備の除却等が重要になる。また、大規模自然災害に係る諸規定の整備、加えて、大規模地震に備えての防災マニュアルの学生への配付を含めて、全学的な情報共有の強化が必要である。

<テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実は教育研究情報センターが担っている。同センターは「教育研究情報センター規程」に基づき、運営されており、学科及び事務局のニーズを汲み上げ、情報システム等の施設設備の更新、技術サービス、専門的な支援を行い、学内における技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

学生に対する情報技術トレーニングは、「コンピュータ・リテラシ I・II」等の授業において、コンピュータスキル、各種ビジネス用ソフトウェアの習熟など卒業後に社会で必要とされる知識とスキルを学ぶ機会を設けている。さらに、より専門性の高い情報処理科目や情報処理専門ゼミナールを開講して高度情報処理教育にも対応している。また、学内塾である「1UP 塾」において、マイクロソフトオフィススペシャリストのワード及びエクセルの検定合格を目指す特別講座を設け、希望学生が更に学べる環境を整えている。

教職員に対する情報技術のトレーニングは、授業支援ツールの紹介やそれらツールの利用方法についての指導を FD・SD 研修を通じて実施している。

教育研究情報センターは、学内における全ての情報機器を機種別、バージョン別、導入年度別に管理し、計画的に維持・整備を行っている。本学は教育研究情報センターが学科及び事務局からの要望に基づき、技術的資源の分配、見直しを担うとともに技術的資源の活用と整備に努めている。

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内の多くの教室にはコンピュータを含む AV 機器を配備している。配備されていない教室の対応としては、事務局からの教員用のコンピュータ端末等の貸し出しを行うことで、学内のコンピュータ整備を行っている。また、教職員にはコンピュータを一台ずつ業務用として割り当てている。

本学では、学習支援のために必要な無線 LAN (フリースポット) をほぼ全ての教室及び学生ホールや学生食堂等の共用エリアに整備し、学生の利用が可能となっている。

ポータルサイトの教務システムを活用し、全授業の出席管理を行っている。学生の出席状況を教員間で共有して、学生一人ひとりの学習支援を行っている。また、最新のアプリケーションを活用し、効果的な授業展開を目的として、課題の提出、成績管理、e ラーニングを実施している。コン

ピュータを活用した授業は、マイクロソフトオフィスをはじめビジネス系ソフトウェアを用いた授業に加えて、プログラミングやデジタルデザインなど高度な ICT 教育も提供しており、それらにも対応可能な PC 教室（3 室）を整備している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

社会が求める情報スキルの著しい変化に対応するため、全教職員の更なる情報リテラシーの向上は重要課題である。特に新型コロナ感染症に端を発したテレワークやオンライン授業の実施によって、これまで以上にインターネット利用に関する情報リテラシーの向上が求められる。そのため、FD・SD 研修を通じての取組みを含めたハンズオンの対応を教職員に対して、より積極的に行っていく必要がある。

オンライン授業の実施やリモート会議の導入で学内ネットワーク通信の利用頻度が急激に増加したが、既存の学内 LAN に大きな負荷がかかる時があり、ネットワーク環境の再構築が望まれる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

学内クラウドコンピューティングシステムをベースにした情報処理システムの構築により教育、研究、事務局業務を統合的に管理運用している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20% 程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準III-D-1 の現状>

本学の過去3年間の資金収支及び事業活動収支は、こども教育学科の開設年度にあたる平成29年度を除き収入超過となっている。事業活動収支の収入超過の理由は入学定員の確保、部署別予算に基づく経費支出の管理に拘るものである。本学は学校法人 創志学園の一会計部門として位置づけられており、法人全体の貸借対照表の状況も健全に推移していることから、本学の運営存続を可能とする財務基盤を有している。

退職給与引当金は、仮に正規雇用の全教職員が退職しても対応できるように期末要支給額の100%を基に計算し、退職給与引当特定資産へ繰り入れている。また、資産運用についても関連諸規定に基づき適切に行っている。教育研究経費は過去3年間に渡り経常収入の30%台後半から40%台後半を推移しており、教育研究用の施設設備及び学習資源については、教室や実習室の空調等環境整備ならびに映像・音響設備の設置、またICT教育のためのパソコン機器、保育実習用備品、図書など設備の充実を図り、適切な資金配分を行っている。公認会計士による監査は年間計画に基づき行われ、監査意見への対応は適切に行っている。本学は後援会より施設の充実にかかる寄付金を受給しており教育目的に沿って使用している。なお学校債の発行はない。

過去3年における入学定員充足率は、平成30年度は入学定員充足率106.3%・収容定員充足率89.2%、令和元年度は入学定員充足率119.4%・収容定員充足率104.7%、令和2年度は入学定員充足率98.9%・収容定員充足率102.8%で推移している。過去3年間の収容定員充足率は93.8%で、相応した財務体質になっている。

学校法人及び短期大学は、中長期的な観点から目標と計画を策定し、年度ごとに各部署からの目的別予算要求に基づいた事業計画と収支予算を作成している。決定した事業計画と収支予算は、毎年3月に開催される評議員会・理事会で承認後、速やかに各部署へ通知している。また月次決算により予算の進捗管理を行うことで、年度予算を適正に執行している。日常的な出納業務は経理規定に基づいて行われており、経理責任者が適宜理事長に報告している。資産及び資金の管理と運用は、毎月初めに前月末残高を管理台帳に記録し、適切な会計処理に基づいて記録した出納簿と照合し、経理責任者が理事長に報告している。経理責任者は月次試算表に基づく収支報告書を作成し理事長、学長に報告している。

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 1. 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 2. 人事計画が適切である。
 3. 施設設備の将来計画が明瞭である。
 4. 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準III-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述す

る。

<区分 基準III-D-2 の現状>

本学では、3つの教育の柱（「実学を学ぶ」、「地域社会と学ぶ」、「世界を知る」）の下に、授業カリキュラムや多文化共生の学習環境を活かし、専門知識だけではなくコミュニケーション能力、ホスピタリティ精神および協調性を向上させ、変化する時代に幅広い分野で活躍できる人材を育成している。

競合校との差別化を明確にし、ポジショニングを構築するために、経営総合学科では、自分を知ること（キャリア意識）を核に、人間力を磨き（ホスピタリティ）、ビジネスの基本（簿記・経営・情報・マナー）をベースとした教育を行っている。また、こども教育学科では、資格・免許取得に加え、「子育て支援イベント」の企画・運営をはじめ、「幼児教育の理論」と「保育現場の実践力」を培う教育を行っている。

令和2年度の法人の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標のA1（正常状態）に位置している。本学単体でも安定した財務基盤を維持するために、学生募集の強化と改善は必須である。オープンキャンパスは学生が中心となって運営し教育成果や卒業後の活躍を案内している。また、高校訪問は全教職員で行い、教育連携を強化し高校3年生以外の学年にもアピールしている。これらの取組により厳しい環境の中においても、定員を維持することができている。

本学では中期計画に基づき適切な人員配置を行っており、必要教職員数を十分に満たしながらも人件費による収支の圧迫を抑制している。施設設備においては、学習環境の向上を優先し学生用パソコンや実習用教具を取得、また老朽化した施設設備の補修などを計画に基づき適宜行っている。

過去3年間の収容定員充足率は98.9%であり、学科ごとでは経営総合学科が110.8%、平成29年度に開設したこども教育学科が73.0%となっている。なおこども教育学科の令和2年度における定員充足率は85.8%と順調に学生を確保できている。経費においては、過去3年間の平均人件費率が39.0%、教育研究経費率が39.2%、管理経費率が9.5%と、バランスのとれた収支になっている。なお平成30～令和2年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ4.0%、16.8%、16.2%と堅調に推移している。

本学の経営情報は事務局を通して共有されており、学長のリーダーシップのもとで教職員全体が危機意識を持ち教育活動や募集活動に取り組んでいる。

<テーマ 基準III-D 財的資源の課題>

経営総合学科においては、入学定員や新コース等の検討を始める他、情報・コミュニケーション・サービス分野などの教育内容の充実を図り、更なる差別化と明確なポジショニングを行う。

<テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
1. 東京経営短期大学自己点検・評価委員会 規程に基づき自己点検・評価活動が行われ、FD・SD活動は実施されているが、FD規程、SD規程が整備されていないので改善が望まれる。
⇒ FD・SD規程が整備された（平成31年4月1日施行）。
 2. 火災・地震対策及び防犯対策について、就業規則に項目としては掲げられているが、規程は作成されていないため、規程を整備し、緊急時における防災対策マニュアルを作成することが望まれる。
⇒ 防火計画に基づき防火対策マニュアルが平成31年4月に作成された。
 3. 学校法人全体及び短期大学部門の収支において3か年支出超過が続いている。特に、短期大学部門の支出超過は増加傾向にある。平成27年8月31日付けで文部科学大臣より設置者変更が認可されたが、今後、移管先の学校法人と速やかに新たな収入向上方策等を計画・実施し、財務の健全化を図ることが必要である。
⇒ こども教育学科の設置認可が8月であったので学生募集に苦戦し、平成29年4月の入学者は26名であったが、平成30年4月には40名、平成31年4月には68名、令和2年4月には49名が入学した。経営総合学科は、平成29年度131名、平成30年度162名、令和元年度160名、令和2年139名が入学し、入学定員を満たしている。また、前述の通り平成30年度以降の事業活動収支差額比率は堅調に推移している。令和2年に定員増の認可を受け、令和3年度から経営総合学科の入学定員は170名となる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育職員はじめ事務職員には、大学運営の根幹となる自己点検・評価への理解と積極的な参画が一層求められる。そのため、FD・SD活動の充実を図っていく。

より充実した教育活動を行うために、人的資源だけではなく既存の施設設備等の物的資源の効率的な運用も重要である。開学以来30年弱を経過する施設設備の一部の故障や劣化により修繕ではなく更新も考慮して、間断のない施設設備の維持・点検と対策を講じていく。

新型ウイルスの影響で教育環境も激変している。情報技術を有効活用した授業方法等を展開して、社会の変化に対応できる人材育成にも配慮しながら、地域社会や産業界とも連携して、新たな教育成果につながるように取り組んでいく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、学校法人を代表してその業務を総理しているが、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会議決を経た決算及び事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、理事長を補佐する理事として副理事長を置き、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う理事長の職務代理者についても定めている。

理事会は、寄附行為施行細則第3条第1項に定める理事会の業務決定事項を除いて、学園の業務決定の権限を理事長に委任している。理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、指導・助言に関する事項については副理事長や学園長に、法人全体の運営に関する業務分掌については、専務執行役員にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意思決定ができる体制となっている。

法人と大学の管理運営は、私立学校法（以下、「私学法」）及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為及び寄附行為施行細則、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意思決定が行われている。私学法第36条第2項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めているとおり、大学の経営責任を理事会が負っており、理事長を中心とした理事会の法人運営におけるガバナンスは適切に機能している。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であり、議決機関として法人全体の運営にすべての理事が責任をもって参画しており、理事会において議決する重要事項は、学校法人創立学園寄附行為（以下、「寄附行為」）及び寄附行為施行細則で理事会の業務決定権限を明確にし、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針のほか、法人の財産、事業内容、財務計画、人事計画等、重要又は異例にわたる事項についての審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。また、理事会において議決された事項は議事録に記録して適切に管理するとともに、理事会の議案について特別の利害関係を有する理事は、当該議決に加わっておらず、出席理事それぞれの賛否を明記し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。なお、各理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しているが、役員の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任保険に加入するなどの手段を講じている。

本学園では、寄附行為第5条第1項の規定によって、理事会の役員として理事7人と監事2人以上を置くと定めており、現員数はそれぞれ定数を充足している。役員構成として、評議員のうちから評議員会において選任された3人の理事のほか、学識経験者として3人の外部理事がその職務にあたっている。理事総数7人のうち計4人の外部理事を選任し、外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。なお、理事7人中、6人が大学関係者であり、「教学関係者」を中心とした構成となっており、大学をよく理解し教学の現場を知る理事が多数を占める体制であることから、理事会では大学の教学面や運営方針について適切に意思決定を行っている。

特に、教職員である内部理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進し、外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において教学面やコンプライアンスなど様々な専門的見地から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行している。

監事については、令和2年3月時点において、常勤監事1人と非常勤監事2人の計3人体制で、監事監査規則に基づいて業務監査と会計監査を実施し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出しているが、理事会その他の重要会議に出席して意見を述べるとともに、監事、公認会計士による監査結果について意見交換を行い、監事監査の機能の充実を図っている。さらに、監事機能の強化の観点から、全監事出席による監事報告会を実施し、監査報告と意見交換を行っているが、監事の監査業務を支援するための内部監査室に専任担当者を置いて、年間を通じて支援業務を実施している。

以上、理事、監事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、令和元年度は定例理事会を4回、臨時理事会を2回の合計6回開催、令和2年度は定例理事会を4回、臨時理事会を1回の合計5回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告等寄附行為施行細則に記載された事項について審議を行った。また、監事についても開催された定例理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務及び財産状況について適切な指導助言、その他意見陳述を行ったほか、決算に際して業務監査及び会計監査を踏まえた監査報告書を作成し、理事会及び評議員会にて報告する等、その職責を果たしている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

大橋博理事長は、本学園の創立者として、建学の精神である「挑戦と創造の教育」を具現化し、時代が求める教育機関の創設を推進するとともに、「夢・挑戦・達成」という行動指針を自ら示しながら、半世紀にわたる教育活動をけん引して学園の発展に寄与してきた。このような理事長の強いリーダーシップの下、理事会等の学校法人の管理運営体制は確立しており、各設置校においても、建学の精神や行動指針が各教職員に浸透しており、そのことが教育成果となって表れ、各設置校は健全・適正に運営されており、現在も学校法人の運営全般にリーダーシップを發揮している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを發揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参考して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

学長は、本学における教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、本学学則第1条に掲げる学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成する」という教育目的を達成するためにリーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与している。

大学の責任者たる学長は、各学科間の調整にあたるほか、「教育経営会議」及び「教授会」を諮問機関として大学運営に関する事項の審議・検討を行い、また、部門間の連絡調整を行うことによって円滑なコミュニケーションを図っている。これにより、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、円滑でスピーディーな意思決定を実践するとともに、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めている。

本学では、学長が校務において的確な判断を行っていくため、学長の諮問機関である教育経営会議をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠であり、学長の補佐体制を整えている。

また、本学においては「必要に応じて副学長又は学長特別補佐を置くことができる」としており、本学組織規定第3条で、「学長を補佐し、渉外事項及び広報並びに大学事務局の指導、教学に関する連絡調整を掌理し、学長に事故があるときにはその職務を代理し、学長が欠けたときにはその職務を行う。」と定めている。また、学科長の役割についても、本学組織規定第8条で、「学科長は、学科の教育・研究に関する事項を統括し、教育経営会議においては、大学全体及び学科間の諸問題についての連絡調整にあたるとともに、学科の教学に関する事項を掌理する。」と定めている。

さらに、本学では、寄附行為施行細則第13条に規定する教育経営会議を置き、大学運営に関する重要事項を協議、検討及び部署間連絡調整を行っている。教育経営会議は、学長の諮問機関として、以下の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるとしており、学長、副学長又は学長特別補佐、学科長、事務局長等の役職者で構成されている。

- (1) 大学の教育研究の向上に係る基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項
- (3) 大学の教育課程編成の方針に関する事項
- (4) 学生の教育・厚生及び補導に関する重要な事項
- (5) 学生の入学、卒業等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (6) 大学の教育研究等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (7) 理事会から付議又は諮問された事項
- (8) その他、学長が必要と認めた事項

以上